

# 第84回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

平成30年9月11日(火曜日)

出席議員  (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
	書記	大上千佳		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	安東文裕		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

## 【本日の会議に付した案件】

---

### 日程第1．一般質問

---

午前10時00分 開議

議長（山本幹雄君） おはようございます。皆様にはおそろいでご出席賜り、まことに御苦勞さまでございます。

先週の5日の台風以来、急に涼しくなっております。朝晩は寒いぐらいになっております。皆さんには、体調を維持管理しながら、気をつけながら議会活動に取り組んでいただきたいと思っております。

それと、佐用町にはあまり問題なかってよかったとは言いにくいんですけども、ちょっと、東のほうに目を向けると、台風21号災害による甚大な被害が出ております。

そして、北海道においては大きな地震で多くの方が苦しまれております。

災害は、いつ、どこで、どういう形で起こるかわかりません。そういう危機管理、危機意識を持ちながら議会活動に取り組んでいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いいたします。

それでは、直ちに日程に入ります。

---

### 日程第1．一般質問

議長（山本幹雄君） 日程第1は、一般質問であります。

9名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名します。

まず、初めに9番、岡本義次君の発言を許可します。

〔9番 岡本義次君 登壇〕

9番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。9番議席、岡本でございます。

災害が、台風が次から次へとやってまいりました。そして、最後は北海道に震度7という大きな地震がやってきました。昔、災害は忘れたころにやってくると申しておりましたけれど、忘れんうちに、次々とやってきております。

今年の夏は、猛暑、酷暑で、人体を越すような暑さが続きました。今、最近では、朝夕冷え込んできましたけれど、その夏の疲れが出るころでございますので、皆様、お体気をつけていただきたいと思っております。

本日は、2件の一般質問をさせていただきます。

1件目につきましては、この席から企業誘致について。2件目の山桜やトチの実がなる山の実態はということで、これは議員席からの質問といたします。

それでは、本題に入ります。

6月議会でも質問をさせていただきましたけれど、9月議会でも再度取り上げて質問をさせていただきます。

先月、日経新聞に、京丹後のほうに14社の企業が来てくれたと載っておりました。

企業が海外に行く時代であり、テクノで、たつの市で、上郡町、広域でと、町長は、私に言わせれば他人事のような感じでおっしゃっております。家内の寄附受けを受けた1万平米の土地も4、5年も経ちますけれど、草が生えて、そのまま放置されております。

日本海の交通不便地で、平地の少ない京丹後市に14社も企業が来ています。佐用町には、中国道のインターがあり、高速、鳥取道があり、智頭急行が走り、姫新線、国道373号線、179号線と交通の要所でもあります。500年の昔、織田信長が、佐用、上月を抑えることによって、中国の毛利の攻略の足がかりになるということで、豊臣秀吉や黒田官兵衛、蜂須賀小六、山中鹿之助等や伴いながら3度も攻め入って来ました。

佐用町の土地の価値が下がり、町域、全域ではないけれど、ある地域によりますと金融機関が担保にもとってくれないようになってきているとのことでした。

阪神間の増益の会社でも後継者がいないために、やめようか、閉鎖しようかと考えているそうでございます。そういう会社、企業を佐用に来ていただければ、ちゃんと後を引き継いで、佐用が守っていきますよと、そういう企業を訪ねて行っていただきたいと思っております。

高齢の親の世話のために、佐用町に帰りたくても働くところがないため帰れない。学校を出ても働くところがないので家から出てしまう。集落の行事もだんだんと人が減り、若者や子供がいなくなり、学校がなくなり、空き家が増え、寂しく、寂しくなっております。

日本海側の佐用町より地理的条件の悪い所に来て、交通条件の比較的良好な佐用町に企業が来ないというのは、やっぱり佐用町の危機感がないからなのではないでしょうか。

町としては、どのように努力をなされているのか、町長の見解を伺います。

よろしく申し上げます。この場の質問といたします。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 改めて、おはようございます。

ようやく少し秋めいてきました。本当に過ごしやすくなった感じがいたしますけれども、冒頭、議長から御挨拶のように、今年も6月の大阪での地震に始まって、西日本を襲った大雨豪雨、また、台風も次々襲来をいたしました。そして、つい最近では、北海道で、あのような本当に大きな地震が、また、発生をしております。それぞれの災害において、多くの方がお亡くなりになり、また、たくさんの方が被災をされて、大変、辛い苦しい思いをされております。亡くなられた皆さん方に、改めて、お悔やみを申し上げ、また、被災された皆さん方にお見舞いを申し上げたいと思っております。

そういう中であって、佐用町におきましては、おかげさまで本当に大きな被害もなく、人的な被害もなく、こうして今のところ平穏に、いろいろと過ごさせていただいておりますけれども、しかし、台風も、まだまだ、これからが台風シーズンでございます。十分に注意をし、緊張感を持って、この秋を乗り切りたいというふうに考えております。

そういう中であっての9月議会、一般質問、今回の質問におきましては、9人の議員の皆さんからの質問の通告を受けております。それぞれ、私なりの考えを、お答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、最初の岡本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、企業誘致についてのご質問でございますけれども、これ岡本議員も言われたように、前回、6月議会でも同じ質問をいただき、それぞれお答えをさせていただいたところでありますが、私の基本的な考え方につきましては、やはり佐用町の全体的な状況を見た時に、町単独だけで取り組むということは、非常に難しいところがあります。

そういう中で、佐用町の立地している状況、町の状況から見て、やはりテクノポリスを核として、兵庫県や関係市町村と連携をしながら生活圏、また、地域の生活圏である。また、通勤圏でもあるテクノポリス、こういうことを中心に推進をしていくことが必要かというふうに考えているところであります。

その初めに、ご質問の中で、参考例としてご紹介のございました京都府京丹後市についてでありますけれども、この京都府の京丹後市につきましては、我が国の本格的なものづくりの発祥の地の1つというふうに言われておりまして、「日本のものづくりのふるさと」として、全国でも最大級の企業立地支援制度を創設をして、内閣府の地域活性化モデルケースの選定も受けられていると聞いております。

日本一の生産量を誇る和装用織物「丹後ちりめん」は特に有名であります。そのほかにも機械金属加工業や繊維製造業が地域の基幹産業として集積をされているまちでございます。

立地条件、非常に裏日本と言いますか、日本海側で条件が悪いというふうに岡本議員もある意味では言われましたけれども、逆に、舞鶴若狭自動車道や京都縦貫自動車道の全線開通によりまして、京阪神はもちろん、中京・北陸地域へのアクセスが大幅に改善をされております。特に、海運に関しましても日本海側の拠点港であります京都舞鶴港があります。その港の機能拡充によりまして、日本国内だけではなくて、東南アジアとの距離が着実に縮まり北近畿新時代をうたい文句に企業立地を展開をされているというふうに聞いております。

立地のよさや充実した各種の支援、また、優遇措置を背景にして、積極的に企業誘致が進められて、先ほど、お話しのように、新聞でも紹介されたように、多くの企業の誘致がされたというふうに聞いておりますけれども。

平成 22 年に分譲を開始されました、この京丹後市内最大規模の森本工業団地、最大規模と言っても 7.2 ヘクタールだそうですけれども、4 区画については、なかなか売却ができなくて、売却による企業立地が困難という判断から、平成 29 年、昨年 11 月より、この団地を「区画分割による譲渡」や、また、「リース方式による貸付」などが導入されて、企業誘致に努められているというふうに聞いております。当然のことながら、この企業誘致ということにつきましては、非常に簡単ではない、容易ではないということがうかがえるところであります。

さて、その中で、佐用町におきましては、企業誘致に関しましては、冒頭、申し上げましたように通勤圏内、また、生活圏内であるテクノポリスを核とした「播磨科学公園都市圏域定住自立圏」、これを若者にも魅力のあるひとつの生活圏・経済圏として捉えておりますし、一方、誘致をしております企業の側におきましても高速道路の播磨道の全線開通、これを間近に、目前に控えておりますし、また、高速道路の山陽道、中国道、そして鳥取道、そうした交通アクセスのよさ、それとあわせて、やはり世界最高水準の先端科学技術研究施設が存在すると、立地しているという、こうした企業にとっても非常に魅力のある地域として、この圏域に、やはり県や企業庁、たつの市や周辺、宍粟市や上郡町、こうした定住自立圏という中で、企業誘致を推進してまいっております。

そうした中で、じゃあ佐用町内での企業誘致についてはということになるわけですが、町内での新規起業者を支援するために、町といたしましても商工会と連携をして、「中小企業者創業支援事業」なども行っております。

このたび、その事業をより利用しやすい制度とするために、この支援補助対象者を町内の移住者や第 2 創業にも広げております。また、対象業種を以前の 9 業種から 68 業種に大幅に拡大するなど制度の改正を行ったところであります。

今年度は既に 2 件の交付申請があり、ほかにも相談中の案件があると聞いておりますの

で、今後も商工会とも連携を密にして中小事業者の新規起業を支援をしてみたいと考えております。

最後に、京丹後市の企業立地推進施策の中に「企業誘致成功報奨金交付制度」というのがあるそうでございますが、実際、この制度はあるんですけれども、京丹後市にお聞きすると、交付実績はないということでありまして、これは、事業所の新設を予定されている企業の情報を提供いただき、その情報に基づき、企業誘致に成功した場合に、情報提供者に対しまして企業誘致成功報奨金を交付するというものだと思います。

今すぐに、佐用町でのこうした制度化は、私は考えておりませんが、企業の誘致に関しましては、やはりよい有益な情報を得られるよう、常にアンテナを張って、情報の発信と情報の収集、そういうことが非常に重要であろうかと思っておりますし、そうした中で得た情報をもとに、企業の誘致にも努力をしてみたいというふうに考えているところであります。

また、岡本議員が、そうして、その中でお話しのように、当然、私も、家内に以前の企業から寄附をいただいた約1万平米の町有地がありますので、そのことは十分いろいろと考えてきております。

これまでは、やはり町として、この土地をいかに有効に使うかということであり、その中であって、福祉施設の建設予定地の1つとして、以前にも申しましたが検討をしております。

しかし、その福祉施設につきましては、他に候補地を選定をいたしましたので、今後、この土地の活用につきまして町のホームページ等にも掲載をして、そうした土地情報の発信などを行って、有効な活用に、これをつなげていきたいというふうに考えておりますので、それぞれまた、そうした企業等の進出について、そうした情報があれば、ぜひこちらにも、町のほうにすぐにお知らせをいただきたい。そうすれば、私も先頭に立って、きちんと、そういう企業とお話をさせていただきたい。そういうふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、ご質問に対する、この場での答弁といたします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本義次君。

9番（岡本義次君） 企業の内部留保が446兆円、そして、企業経常利益が16.4パーセントも伸びて、GDPも3パーセント上がっております。

このように東南アジアに、そして、世界に発信、企業が頑張って収益を上げております。

佐用町におきましては、先にも申しましたが、土地の価値が下がりがちで、固定資産税の見直しということで、固定資産税の価値が下がって、固定資産税の収益も減ってきております。事実、佐用がね。

ですから、今、町内を見回した時に、家が建っておるといのは、佐用のごく一部でありまして、ほかのところにつきましては、だんだん、だんだん歳いきまして、自分の田畑でさえ守りできなくなったと。そして、いつでも買い手があれば売りたいと言っておる人が大部分でございます。

しかし、その人たちも、なかなか、ある地域に行けば、金融機関が、そういう担保にもとらないと、金も借りられないというような状態でもございます。

ですから、私は、そういう地域に、やはり昔、時代がよかったとは言え、久崎の工業団地に7社ありますが、たくさんの方が働いて勤めていらっしゃいます。

ですから、そういう言わば、土地の価値が下がったところ、ようつくらなくなったところを、ある程度、2カ所、3カ所ぐらいは確保して、役場が手に入れておいたら固定資産税要らないわけですから、それをちゃんとして、いつでも来てもらえるような状態にし、なおかつ町のホームページ、もしくは町長は、むやみに行ってもわからんと、そういう企業が增收、増益であっても後継者がいないために、やめようか、閉鎖しようかということが、雑誌とか新聞にも載っておりますので、そういう企業を日経電子版、もしくは飛び越みでもいいと思うんですよ。ですから、そういうところが、3社でも2社でも1社でも来てくれば、そういう50人、100人と働く雇用の場ができれば、学校を出ても全部が全部外へ出てしまうということの、ある程度の歯止めがかかると思います。

ですから、そこらへんは、そういう土地の低いところの、ようつくらなくなったところを何カ所でも、そういう役場が手に入れて確保しておく、道路に面した面であれば、そういうところを確保しておく必要があるんじゃないかと思いますが、町長の見解はどうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 1つは、今、景気がいいと企業は、そうした内部留保もたくさん持っている。

そう言いながら、やっぱり民間企業は、非常に厳しい、また、採算性とか、将来にわたるの企業活動において、いろんな状況を分析をしながら、当然、投資も、また、施設のいろんな拡充もされるということでありますから、景気がいいからどこにでもということは、私はない、当然、これはそうだと思います。経済活動の中で、そのことは十分わかつていますし。

それと、もう1つ佐用町内の状況において、そうした田畑、農地も、なかなか耕作ができないところがあります。そういう場所を、そうした工業用地とか、そういうものにしたらどうだということであります。それは、私たちも考えますけれども、しかし、そういうところというのは、岡本議員もご存じ、町内回られて、なかなか十分に広いところではない。奥の谷間のところから順番に、そういう農地としては、条件不利地というようなところ。農地として条件不利地というのは、やはりそうした、ほかに使うにおいても、なかなか同じように不利地であります。

それと、ただのような土地であっても造成をしていく。これは、非常にお金のかかることです。土地代よりかは、そうした基盤整備をするということ。

そうした基盤整備をして、大きな投資をした時に、それに対して、その土地の価格というものは、それに造成費を含めて、当然、土地価格というのは決めていかなきゃいけないですね。そうすると、なかなか、土地の価格、土地が安いから佐用町にというような形で有利な条件を提示するというのは、難しいところがあります。

それは、無償でもという話なら…。

だから、こうした、まず今、町が寄附をいただいたような土地については、町としても土地の原価、既に造成もできておりますし、防災工事も河川の改修の中でできております。そういうところを、まず、活用していくということを考えていくべきであって、現在、佐用町に一番やっぱりこれまで考えた時に、佐用町になぜ工場がないのか。企業がないのか。今、上月では、久崎にああして工業団地をつくっていただいた。これは非常に、今の時代に、その先見の、貢献をいただいているというふうに思いますけれども、しかし、ほかの

ところにでも、そういうところを、その時代につくっておればよかったと思いますけれども、実際、土地が少ないということは、1つは大きい理由があるわけです。

ですから、今、どこにでもは、なかなか、そう簡単に農地をつぶしてと言われても…、優良な農地をつぶしてということまでは、やはりそれぞれの耕作者、佐用町の農業においても大きな影響があり、そう簡単にできるものではありません。

ですから、そういう状況の中で、今、保有している土地、それから、大きな企業をということではなくって、やはり小さな事業者、企業も、佐用町の状況にあわせて来ていただけるような、また、そういう支援をしていきたいということで、先ほど申しましたような支援措置、いろんな制度も活用して、今、取り組んでいるということ、これはご理解をいただきたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本義次君。

9番（岡本義次君） 今、国のほうで地方に移転した場合は、そういうお金が、補助金なり、そういうふうな制度がありまして、そういう今は黒字であり、そして、つぶしたくないという1つの言わば、条件的にはいい時だと思うんですよ。

ですから、私は、今、町長がおっしゃったような中で、いい土地は、誰も使っておって、なかなかそこまではいかないと。谷間に、そういう使わないような土地があいておることをございますけれど、そうじゃないですよ。ほ場整備したところでも、年いって後継者がいないために、ようつくらずに草だらけになっておるところがあると思います。あります事実。農林振興課だったら、もうつかんでおるとは思いますけれど、そういうところが事実あるんですよ。

ですから、そういうようなところ、その人と、土地を交換してでも、1反、2反、3反という単位の中で、ひとつまとまって、あちら、こちらというような感じで、3カ所、4カ所ぐらいは確保しておけば、土地の価値そのものは、本当に佐用町なんか、もう下がってきておりますね。ですから、私は、今は本当に1つのチャンスと思います。

私、この議会が始まる前に、佐用町に企業50社ほどを、何人の方を雇用していただいておりますかと。資本金は、敷地面積は、どういうものつくっていらっしゃいますかというようなことで、ちょっとアンケートを自分なりにとって、調査をさせていただきましたけれど、佐用町でも、そういう小さな会社でも多くの方、雇用していただいて、佐用町に住んでおれば、その町や集落の草刈りでも、道づくりでも、溝掃除でも、また、お祭りでも、そういうようなことができるわけですよ。

そして、そういう勤めていない方がいらっしゃらなかったら、そういうこと自体、草刈りそのものもできなくなっております。

建設課なんかよく知っておりますが、もう自分とこできんのやと。自分とこで、祭りのみこしも担がれんと、そういうような状態になってきておりますので、ですから私は、そのテクノも、もちろん通勤圏内で、県とたつの、上郡と力を合すと。

しかし、たつのや上郡は、企業が来ても、そこのたつの市や上郡町に固定資産税入りませぬ。佐用には入りませぬ。

ですから、佐用なりも、3つでも2つでも、やっぱり、そういうとこを確保しておいて、安い土地を1カ所に、そういう家内の寄附したような単位ぐらいただたら、できるんじゃないか思うんですよ。

ですから、そういう大企業が来てくれれば一番いいですけど、それは無理としても、

中小企業でも来て、50人でも雇用してくれれば、やっぱり人がおらんことにはね…。

一番ええ例が、学校15あったんが5つになりました。私たちの子供が行きよった時は（聴取不能）校ありましたけど、その5校、2分の1、若者がいないために、子供の数が減り、学校の先生も町内じゃなくって、町外に、よそへ、遠いところへ行かなければならなくなると、それが一番いい例でございます。

ですから、私は、これ10年経ったら、今、1万7,000人と言ってますが1万人切ってしまうよ。ですから、もっともっと寂しくなります。

ですから、やっぱり人を残す。定住促進で、先だつての決算委員会でもありましたけれど、13件の28の方が佐用町に町外から来ていただくことができています。ですから、そういうことも、もちろん大切ですけど、まず、佐用町に会社があれば、働くところがあれば、若者が全部が全部出てしまわなく、そして、よそからでも来てくれると、そういうふうになると思いますが、町長は、家内の土地も町のホームページにも載せて、PRもしていますとおっしゃいましたけれど、実際に、そういう会社にアクション起こして、ちょっと、こういう土地がありますから来てくださいというようなことは、1回でもあったんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 載せていますというのは言っていないからね。これから、そういうふうなことも取り組みもしなきゃいけないと。してまいりますという話をさせていただいております。

それから、そうした土地についての、土地がないかとか、そういうお話は、問い合わせというのは、当然あります。

ですから、ただ、問題は、やっぱり企業において、一番、今、関心事は、雇用者ですね。労働者です。それは、岡本議員が言われるように、企業がないから、働く場所がないから人がいなくなる。これも1つ、本当に正しいと思います。

ただ、それが逆に企業側から言えば、そこに本当に労働力が、ちゃんと確保できるか。これが今の時代の一番大きな企業の関心事と言いますか、問題であります。

町内にも少ないと言いながら、それぞれ企業が立地いただいて、製造業、また、いろんな産業に活動いただいておりますけれども、そこもやはり外国からの労働者も、かなり入れて、既に以前から確保する。精一杯やっておられます。

グローリーさんにおいてもそうでありまして、ほかの企業においても、そうした活動をされている。

ですから、人口が減る。確かに、今、言われるように、どんどんと人口が減ると。確実に減っていくことは間違いないんです。それを、減らさないために、そうした雇用の場もつくっていくことは大事です。

ただ一方では、日本中の人口が減っていくという中で、佐用町として、じゃあ、どういうふうなまちづくりをしていくか。このことも、私は、非常に大事だというふうに思っています。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 岡本義次君。

9 番（岡本義次君） 今、日本の企業は、今、確か、どことも景気も黒字になっていいわけですが、その雇用をしたくても雇用が足りないというようなことで、佐用町の企業に聞きましたも、もっとほしいんやということを聞きます。事実。

しかし、介護のほうでは、そうやって外国からもたくさんの方がみえて、実習を兼ねて、日本で働いていらっしゃるけれども、ほかの業種、建設業とか製造業、そして、農業においても、そういう外国の方に来ていただいて、その雇用期間を延長してでも、呼び込もうとしております。

ですから、そういう実態がある中で、やはりなかなか、どう言うんですか、佐用の企業でも、まだ人が足りないということを、よく聞きますけれど、しかし、一番最初から 50 人募集して、50 人集まれば一番いいんでしょうけれど、それに足らなくても、やっぱり働くところがあれば、そういうことが、徐々にでも増えて、帝国電機、グローリーなんかは、そしていい物であれば、海外でもきらりと光って、どんどんと成長して大きく会社もなっております。

ですから、そういう会社って、ニッチと言うんですかね、1つ光、きらりと光るものがあれば、ずっと伸びて、やっぱりこれからは、そういう、どことも同じ物つくっておいたら、なかなか売れませんが、ないものが製造できたり、光るものがあれば、やっぱり伸びていくわけですから、その企業、企業に努力が要るわけですから、やはり、そういう企業が努力することによって成長していくと、ですから、グローリーにしても、帝国電機にしても、海外にどんどん羽ばたいて、そして横山基礎工事さんにおいても、本当に日本中、展開してでも多くの人を雇用していただいて、頑張っていると思います。

ですから、そういう中で伸びていく企業ということで、私は、やっぱり企業がないと、ほかのことが、だんだん、だんだん寂れて、本当に寂しい、寂しい…。

集落の名前は申し上げませんが、10 年経てば、人のいらっしゃらない集落が、ずっと手、指折っただけでも、6つ、7つと出て来るんじゃないかと思っております。

ですから、そういうことをさせないためにも、やはり人が残って頑張ってもらおうと。人がいれば、その草も刈ってくれたり、道も整理してくれたり、1つの活動範囲ですから、活性化にもつながっていくということでございますので、ですから、なかなか、ポンと頭から決めずに、生活圏のテクノの県やたつの、上郡と力を合すこともいいんです。それもやってもらったらいいと思いますが、佐用町としても、そういう安くなった土地を、ほ場整備の土地でも歳いって、ようつくらんようになったいうて放ったがしておるところが、たくさんありますよ。私は知っていますから。農林振興課長だったら、よくつかまえて知っておると思いますが、そういう時代になってきておるんですよ。

ですから、そういうことも踏まえて、やっぱり手を打っていかんと、ほんま 1 万 7,000 人が、もう 10 年も経ったら、1 万人切ってしまうと。だんだん、だんだん、もっともっと寂しい、寂しい町や村、集落になってしまうということでございますので、ひとつ本当に企画防災課長らは、先頭に立って、勉強して、お願いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まず、私が申していることの中で、播磨科学公園都市、これをやはり核としてということの意味は、決して、その人ごと、向こうに、播磨科学公園都市にお

んぶにだっこでという話ではなくて、やはり、この若い人たちが、勤めたい。こういう会社で仕事したいという魅力のある企業ではないと。

今、既存の企業でさえ、町内でも、今、言われる、今、挙げられましたところも、本当に人がないんですよ。雇用の場がないから若者が、若い人たちも外へ行く、どんどんと町から離れるというわけではないんですね。逆に。町内においても、そうした魅力のある業種として若者が働きたいという、そういうところが、やっぱり、しっかりと、大きくなっていただくということが、まず大事だと思います。

だから、今、本当に、町内だけの展開ではなくって、海外も含めて、その企業さんにおいては、全国に、今、仕事に出て、新しいそうした技術、高い技術を持って、いろいろとたくさん業績を上げておられます。

ただ、そういう業種のところでも人がない。そういうのが今、現状です。

そういう中であって、長い将来の中で、播磨科学公園都市というのは、やはりここは、先ほど冒頭答弁させていただいたように、世界最高水準のこうした研究施設が集積をして、研究しているところなんですね。そういう播磨科学公園都市が持つ高いポテンシャルですね、そういうもののイメージとしても、企業イメージとしても高いものがあるわけです。だから、そういう形で、これは科学公園都市の今の開発されただけじゃなくって、播磨科学公園都市を中心としたテクノの定住圏という形で周辺地域も一緒になって、そうした取り組みをしていると。できる限り、そういう企業にアピールをして、播磨科学公園都市というイメージを、高いイメージを持って、地域のそれぞれのところで、また、いろんな中小企業も、大きいも小さいもあると思うんですよ。小さくても、そういう魅力のある企業が来てほしいと。誘致したいということをやっているということでもあります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 岡本義次君。

9 番（岡本義次君） 確かに、今、町長がおっしゃったようなこと、事実、私もわかっておりますけれど、どこも全部が定数、満員、どう言うんですか、自分が求人した数が足りないというところが、佐用町でも多く、アンケートの中でも、そういうように見受けられました。

しかし、そういうテクノ、県とたつの市、上郡町、佐用町も力を合わせてということでございますけれど、その中で、町長のいらっしゃる時に、3社でも2社でも佐用町内にも、そういう安くなった土地の中に来てくれるような、ひとつ努力は、今後、続けていただきたいと思います。

1点目の質問につきましては、以上といたします。

それでは、2点目の質問とさせていただきます。

山桜やトチの実がなる山の実態はということで、佐用町内で、山桜やトチの実がなる山の実態を農林振興課は把握していますか。

山桜は、樹齢100年、200年と長く美しい花を咲かし、病気にも強く、大きく大木に成長をします。

佐用町の宝物として、そういうところをつくり、笹ヶ丘公園の山頂の浅瀬山の頂上にも、年1回、子供が誕生した。何年何月に小学校、中学校、高校、大学へ入学した、卒業した、結婚した、病気が全快したと、野球を優勝したと、そういう時に、プラスチックのカードで何月何日、誰が植えた。そして、その木にぶら下げることによって、山桜とかもみじとかトチの実を10年、20年、30年かけて、1年1回でも続けていけば、子や孫に

残すことができると思います。

参加は、町内外を問わず、インターネットなどで呼びかけ、苗代は、各人が募って出してくれると。そして、森林浴や笹ヶ丘荘にも泊まってくれると思います。赤字解消のひとつにもつながると思います。

植えて、5年、10年すれば、植えた自分の桜やもみじが大きくなった、そういうふうに見に来てくれると思います。

ただ、問題は、小さい時に鹿に食べられないようにしなければなりません。町民の思い出の森づくりをしたらどうでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

議長（山本幹雄君）                    はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）                    それでは、岡本議員からの2点目のご質問でございます山桜やトチの実がなる山の実態、そうした町民の森づくりということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、佐用町内で、山桜やトチの実がなる山の実態を把握していますかということですが、これ山桜につきましては、佐用町内あちこちに多く自生をしておりますし、場所によっては群生をしているところもありまして、春の花の時期になりますと私たちの目を楽しませてくれております。それはもう、誰もが春になると春が来たなということで、見ておられるそのものであろうかと思えます。

しかし、一方、トチノキは、遠目から一見して判断ができ兼ねますが、そういう意味で、トチノキに対する認知は、山桜のように、これがトチノキというふうには、なかなか見分けられる人は少ないのではないかなというふうに思いますし、佐用町内、私は、山へ行きますけれども、トチノキは、やはりある程度寒いところが多いので、日本海側なり、ある程度高い山にはたくさんありますけれども、町内には、それほど多く自生はしていないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、この山桜、また、トチノキも特に優れた林産物というわけではありませぬので、その分布実態、この2つの樹種に限ってを把握しているかと言われますと、細かく把握しているわけではありませぬ。

そういう中で、この笹ヶ丘公園があります浅瀬山の山頂での記念植樹による町民の思い出の森づくりの提案であろうかと思えますが、浅瀬山山頂につきましては、以前にこの登山道がつくられておりますが、これは普通、車では上がれないというような状況であります。

まず、山の山頂、浅瀬山も高い山でありまして、山頂に登ること自体が大変であろうかと思えます。

また、植樹ということ、前も、そういう浅瀬山じゃなくって、大撫山頂に植樹をしたらどうだというようなご提案もありましたけれども、今、一番問題は鹿の被害であろうかと思えます。その対策は、当然、かなりしていかないと、ほとんど苗木は食べられてしまいますし、また、下刈り等、下刈りだけじゃなくって、そうした木を育てるということは、非常に手間のかかることで、作業が必要となります。そういうことを、誰がするのか、記念樹と植えていただいた植えっ放しで木が育つわけではありませぬので、そのへんが、大変難しいところでもあります。

また、木が、逆に大きくなった時に、今度は、一番山頂として、皆さんが上がられる眺望ですね、浅瀬山の山頂に上れば、かなりいろんな眼下に町が見えて、また、大撫山や西

はりま天文台なんかも見渡せるというような、そういうところではありますが、そういう眺望が、なかなかとれなくなってしまうということになるわけです。

そうした中で、私は、笹ヶ丘において、合併後、そうした園内の植樹として、園内の植樹の苗代として、毎年 12 万円の予算を計上させていただいております。それは、予算の中で、皆さんご存じのことと思いますけれども、これはやはり、きちっと鉄筋の網で囲って獣害対策も施しながら、桜やもみじ、そうした木を、毎年、20 本程度、植栽をして、ずっと笹ヶ丘公園の整備に努めているところでもあります。

そうした中で記念樹というふうなことであれば、実際、それをやろうとすれば公園内で植樹をしていただくようなことを、やっぱり考えたほうがいいのではないかと思います。

なかなか、山頂に記念だからと言って、子供を連れて上がれますかと言っても、多分、徒歩で上がったって 30 分ぐらいはかかると思いますし、車で行くところでさえ、なかなか皆さん、山に行かれません。そういう中で、きちっと管理をしながら、また、たくさんの方が、そこ訪れていただくということは、広い道でもなければ、そう簡単にできるものではないというふうに思いますので、ああして、笹ヶ丘公園という形で桜の名所にし、また、どうしてもみじなんかも植えて、公園の整備を、やっぱりこれは年月をかけて整備していく、そういう中での取り組みであればいいのではないかなというふうに、私は、考えているところでもあります。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本君。

9 番（岡本義次君） 東京には、高尾山といって身近な、皆さんが、たくさんロープウエー（ケーブルカー）あったりして、憩いの場として大勢の方が登っていらっしゃいます。

ですから、佐用も大撫山に天文台というところがあって、私は前にも、それは町長に申し上げまして、昼はいろいろ四季折々の花が咲いて、そして昼、花見て、夜、天文台で星を見ると。そして、佐用町にも、それぞれのところに泊まってもらおうと、そういうことを考えればということで、前にも提案させていただきました。

それで、井戸知事にも大撫山の 10 町の、昔、西播酪農というのが、牛を飼ったりしておりましたけれど、今、それもやめてしまって、草ぼうぼうになって、放ったらかしになっております。

ですから、井戸知事に、あれ佐用町に頂戴など言ったら、岡本さん、何に使うんと言ったら、佐用町のそういう年がら年中花の咲く山にしたと言ったら、井戸さんも、ええこっちゃでやんない。県も放っとけへんで、応援するでと言ってくれたんですけど、天文台については、笹ヶ丘と比べて規模が大きいですから、なかなか、思うようにはいかない面があるのかなという気もしまして、私は、今、町長がおっしゃったように、笹ヶ丘公園の中に佐用町としても、そういう宿泊所を持っており、そういう笹ヶ丘の公園の中でやっていくんだったら、町長も考えてみるというふうな感じであったんですけど、笹ヶ丘の浅瀬山にしても、遊歩道ができて、20、30 分はかかるかと思いますが、そこの頂上に登れば、天気の良い日であれば赤穂のほうまで見るとか、また、佐用町の大撫山より雲海も季節によってはきれいに見えると、大撫山に登って雲海を撮ったり、いろいろ写真したりしておる人も、そのような言い方、見方をしておりました。

ですから、私は、森林セラピーって、いわゆる心の体の健康づくりにおいても、そういうふうに、元気な人は登って、元気でない方は、下で、その笹ヶ丘公園の中でいてもいい

と思うんですね、ですから、そういう中で、今の普通の桜であれば、30、40年もすれば病気がついて白く、あれが繁茂して枯れてしまいますけれど、山桜の場合は、本当に樹齢が長く、そして花も長持ちします。ですから…。

高遠城ってあるんですよ。そしたら、そこへ行ったら、桜のシーズになったら、ものすごい人が来て、車がとめるとこないほど、バスも自動車もいっぱい来ます。

ですから、その近くに、もみじも江戸時代より前に植えたという、こういうような太くなってね。ですから、そういう花は、人の心を癒してくれるし、また、新宿の菖蒲園のように花の移植して管理をしなくても、ある程度、鹿にだけ食べられんようにしておけば、勝手に大きく、毎年大きく元気になってくれますので、私は、やっぱり1年に1回でもいいので、そういうことを、皆さんと一緒にやっていけたらいいんじゃないかなという気もしております。

ですから、私は、議員やめる時には、そこの分について、何ぼか…、今したら公職選挙法に引っかかりますので、ちょっと、できませんが、そういうふうなことも考えております。

ですから、そういう、今、町長、おっしゃった笹ヶ丘公園を充実させるためにも、そういう価値はあるということであれば、和気の藤公園でも多くの人が藤の花を見に来て、山崎の千年藤でも、きれいな花を咲かせてくれたら多くの人が見に来てくれております。

ですから、そういう公園の中にも藤棚もつくり、そして、山桜やもみじを植えて、みんな心を癒して、そういう思い出の森づくりとして、やっぱりこれは、10年、20年、30年かかっても、そういうふうにしておけば、子供たちや孫たちに、そういういい思い出の森を残してやれることができるんじゃないかと思っておりますので、また、いっぺんにはできなくても、1年に1回でも、みんなに呼びかけて、来れる人だけでも植えて来て植えると。植える場所だけ提示してやればいいと思っておりますので、そこらへんについては、また、岡本がしょうもないこと言いよらとおっしゃらずに、ひとつまた、考えていただいたらと思っております。

これで…、あっ、ありますか。あつたら。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） ちょっと、先ほど、ご発言の中で、大撫山の県有地ですね、9ヘクタールほど、今、天文台公園のほかにあります。そこが、草ぼうぼうになっているというふうに、今、岡本議員言われましたけれども、実態見ていただければ、あそこは駐車場として、当然、整備して、スターダストの時とか、大撫山でイベントをする時の駐車場に大部分が整備もされておりますので、その点は、誤解のないようにしていただきたいと思っております。

それから、こうした植樹をしたり、木を育てていくというのは、本当に時間のかかることです。これは、やはり地域として、本来、一番いいのは取り組んでいただく。今、岡本議員も議員をやめれば、そういうこともしたいんだという話ですけども、やはり例えば、高倉山なんかは、中安の地域づくり協議会、あそこに、それをやろうということで、今、ちょっと、まだ、そういう活動が、どんどん進んではおりませんけれどもね、久崎といい、そういう浅瀬山と、昔から地域の人になじんできた山として、地域挙げて、みんなで、そうした取り組みをし、また、管理もしていこうという、そういう機運が上がってくれば一番いいのではないかなというふうに思います。

でなければ、行政が、それを責任持って、ずっとそれを管理をしたりしていくといっても、道路の問題も、危険な…、なかなか、あそこの山も割合崩れ山みたいなところがあって、ガラガラとした石が落ちて、この間の災害においても、上から沢が、土砂が崩れて、下の笹ヶ丘ドーム、一時、安全を確認するために使用停止にしたり、そんなこともしてきております。

なかなか山を大きく開発するということはできない山です。

そういう中で、やはり長い歴史的に、そういう山を地域としても、やっぱり守っていきこうというような取り組みというのが生まれてくれば、私は一番いいのではないかなというふうに思っているところであります。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 岡本君。

9 番（岡本義次君） まあ、そのように地域としても、皆さんに呼びかけて、そういう地道な活動であっても 10 年、20 年、30 年、そういう先を見越して、頑張ることができるように努力していきます。

これで、終わりいたします。ありがとうございました。

議長（山本幹雄君） はい、岡本義次君の発言は終わりました。

続いて、3 番、加古原瑞樹君の発言を許可します。

〔3 番 加古原瑞樹君 登壇〕

3 番（加古原瑞樹君） 議席番号 3 番、加古原瑞樹でございます。

今回の私の一般質問は、地域防災力の向上ということで、通告書に基づき質問をさせていただきます。

私たちが住む、この日本は、地形や地質、気候等の自然環境の条件から、台風による豪雨や洪水、崖崩れ、土石流、また、地震による津波、地滑りなど、さまざまな災害が発生しやすい国土となっておりますが、これまで多くの自然災害を経験するたびに、それを教訓に防災体制の整備・強化など、災害対応力の向上が図られてきました。

しかし近年、想定外の災害が発生する頻度が高くなっており、今までどおりの対策では通用しない事例も多く出てきています。

今年も 6 月 18 日の大阪北部地震では、最大震度 6 弱を観測し、大阪市北区・高槻市・枚方市・茨木市・箕面市の 5 市区を中心に大きな被害をもたらしました。

また、7 月 6 日の西日本を中心とした平成 30 年 7 月豪雨では、広島、岡山、愛媛の広範囲に大雨特別警報が発令され、土砂崩れや洪水などを引き起こし、220 名にも及ぶ死者を出す大規模な災害が発生しております。

こうした大災害に対して公的防災力には限界があり、地域防災力の向上に自助・共助・公助の推進が不可欠です。しかしながら、地域コミュニティ力の低下が進む現在、持続的で自立的な地域防災力の向上が重要になってきます。このような状況を踏まえて、以下の質問をさせていただきます。

①、大阪府北部で 6 月 18 日に発生した大地震により、震度 6 弱を記録した高槻市では、小学校のブロック塀が倒壊し、通学中の女子児童が亡くなっております。全員協議会でお聞きしましたが、本町では、ブロック塀や危険箇所の点検等、対応を素早くされたよう

です。その結果と、それ以降の対応は、どうされたのでしょうか。

②番、平成 30 年 7 月豪雨では、7 月 6 日の避難所の開設状況は、どうだったのでしょうか。

③番、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者への対応はどのように対応されているのでしょうか。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、加古原議員からのご質問でございます地域防災力の向上をとということについて、お答えをさせていただきます。

まず、①点目の 6 月 18 日に発生をいたしました大阪北部地震により、震度も 6 弱を記録した高槻市で、小学校のブロック塀が倒壊をして、通学中の女子児童が亡くなりました。本町では、ブロック塀など、危険箇所の点検等の対応を素早く対応できたようであるが、その結果と、その後の対応について、どうなっているのかとのご質問でございますが、教育委員会所管の小中学校等の施設につきましては、地震発生の翌日の 6 月 19 日に、目視によって調査を行っております。

調査の結果、三河小学校の駐車場部分に高さ 1 メートル、延長 72 メートル。また、上津中学校の駐車場部分に高さ 1.2 メートル、延長 30 メートル、及び自転車置場部分に高さ 1.8 メートル、延長 24 メートルのブロック塀がありますが、緊急の外観調査では、高さ、形状、控え壁の設置状況につきましては、それぞれ建築基準法に適合していることを確認をいたしております。

その後、7 月 2 日付けにて、県教育委員会から再度、ブロック塀の安全点検等状況調査の実施についての通達があり、高さ、また、形状は、前回の外観調査にて基準に適合していることを確認済みであります。今回の調査につきましては、図面、工事写真、鉄筋探査機にて塀の内部の詳細な調査も行ったところであります。

その結果、上津中学校のブロック塀については、内部の鉄筋配置等について、図面、工事写真にて建築基準法の基準に適合していることを、改めて確認ができましたが、三河小学校につきましては、ブロック塀の設置から相当の年月が経過をしているため、図面等では確認ができませんでしたので、鉄筋探査機で内部を調査したところ、鉄筋の設置が確認ができませんでした。さらに既設のブロック塀は、空石積み擁壁の上に設置をされているため、この 1 メートルという低い塀ではありますが、安全対策のために、これを撤去する必要があると判断をいたしております。したがって、三河小学校のブロック塀につきましては、早期の撤去工事を行い、撤去した箇所には転落防止と侵入防止のために、ネットフェンスを設置をしたいと考えております。

また、町営住宅につきましては、ブロック塀を設置している団地は、平福、中町、屋敷前の 3 団地であります。これらのブロック塀について、7 月上旬に、建築基準法への適合を国土交通省が作成をしたブロック塀チェックシート個票項目に従って、完成図書の数値確認や現地での実測、可視できないブロック壁内の鉄筋については探査機を使って調査を行っております。団地全体や住宅全体を囲んでいるブロック塀につきましては、中町団地、また、屋敷前団地は、それらの基準に適合しております。また、平福団地は、ブロック塀に控え壁によって補強があるために、安全上、現状のままでの対応を考えております。

また、②点目の平成 30 年 7 月豪雨では、7 月 6 日の避難所の開設に当たって、住民への周知と、避難の状況がどうだったのかとのご質問についてでございますが、7 月 6 日の避難所開設時の住民への周知は、防災行政無線、さよう安全安心メール、佐用チャンネルの L 字放送・データ放送、佐用町ホームページ、また、NHK や民放による L 字放送・データ放送により、行っております。

防災行政無線を例に挙げますと、6 日の 20 時 16 分には、上石井・水根・青木・若州・奥海の佐用町北部の各地区に発令しました避難準備・高齢者等避難開始の放送をしております。21 時 12 分には、船越地区に発令しました避難準備・高齢者等避難開始の放送。また、22 時 52 分には、その他の地域でも土砂災害の危険性が増してきたため、全指定避難所を開設している旨の放送を行っております。

初めに開設した利神小体育館には、午後 11 時 20 分に 1 人来られました。三河小体育館には、日があけて午前 0 時まで、避難された方はおられません。

また、全避難所を開設した後の 7 日午前 0 時時点の指定避難所への避難者数は、15 世帯 25 人でありました。最も多い 7 日午前 3 時時点で、59 世帯 129 人の方が避難所へ避難をされております。これは指定避難所への避難の状況でございますので、それ以外に住宅での待避や垂直避難、また、一時避難所への避難、近隣の安全な場所への避難など、さまざまな避難行動を多くの方がされているというふうに考えております。

議員がご指摘のとおり公助には限界があり、地域防災力の向上には、自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進が重要であるために、各地域においてハザードマップを活用して、避難場所や避難経路、避難方法等を各自治会や隣保等で確認をしていただくとともに、早めの避難を心がけるようお願いをしております。

③点目の高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、また、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者への対応は、どのような対応しているのかというご質問についてでございますが、平成 25 年 6 月に改正をされました災害対策基本法や同年 8 月に国から示された避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針に基づいて、町では、要介護者や障害のある方など、災害時に 1 人で避難することが困難な方や、避難時に支援を希望する方の災害時避難行動要支援者個別計画を各自治会で作成をしていただくように、先般、説明会を開催をして依頼をさせていただいたところでございます。

同計画では、災害時において、いつ・どうやって・どこへ・誰が避難支援をするのかを、事前に、その支援を受ける方、要支援者と避難を助ける方が相談をして、早目の避難行動を喚起することを目的といたしております。

現在、災害時における避難行動要支援者として把握している方で本人または、家族などの関係者から同意を得た方には、対象者と面談などによって、平成 30 年度中に各自治会での作成を依頼をしているところでございます。

また、乳幼児、妊婦、傷病者についても、地域でこうした支援の必要な方の避難計画をつくることを呼びかけたいと思っております。

外国人への対応につきましては、転入時に役場窓口にてお住まいの住所地のハザードマップ等により、地域の状況を説明したり、緊急時に兵庫県がインターネットにより情報を発信する「ひょうご E ネット」や、5 カ国語に対応した町ホームページの情報などについても周知するなどの対応をいたしているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔加古原君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、加古原君。

3番（加古原瑞樹君） 8月に入ってからも、1週間に台風が5つも発生するなど、今年は特に台風が多く発生しております。

また、20号、21号では、先ほどもありましたけれども、兵庫県を直撃する進路をとって、佐用町もあわや直撃かというような状況だったんですが、幸いなことにずれたおかげで、佐用町のほうは、あんまり被害がなかったような状況になっております。

日ごろから何回か一般質問させていただきましたが、備えが大事だということを、改めて身に染みて感じているこのごろです。

①点目なんですけれども、大阪の北部地震で小学生の女の子が亡くなった。本当にこれも、今まで、あまり考えてもみなかったことですが、これ以降、私自身もそうですが、地域の方もブロック塀の危険性というのを改めて認識されたと思います。

先ほど、答弁の中にありましたけれども、学校の施設のほうを点検していただいて、特に鉄筋の検査、目視だけじゃなくて検査機械を使ってしていただいたということで、安心だなというふうに感じましたけれども、通学路については、検査、点検等はされていないのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 通学路、指定通学路という形でされておりますけれども、なかなか個人、民間のそうした施設、特に個人の家のお壁ですね、そういうところ、大きい壁は、小さい区間になるんですけれどもたくさんあります。なかなかそこまではできておりません。

ただ、やはり一番、私は今回の大阪での事故を見ても、非常にあのブロック塀は危険性が高いブロック塀ですね。同じブロック塀と言っても、どれもが同じように危険性があるかということ、同じじゃないんですね。

今回も三河の小学校、古い壁なんで、なかなかそうした当時の図面というのはいないんですけれども、やはり高さが1メートルぐらいの高さです。ですから、それに控え壁もちゃんとつくってあるとか、そういうものというのは、それほど大きな危険性というのが、ああいうふうの高いところに、さらに2メートル以上の積み上げたブロック塀とは違うわけです。

ですから、その点、今後、通学路については、ブロック塀だけではなくて、毎年のように通学路の安全ということで、PTAや皆さんも一緒になって確認もされておりますので、そうした見て、やはり細かく調べる以前に、見てこれは危険だなというのがあれば、わかりますから、ある程度。そういうところを重点的に、やはり所有者にもお話をして、改良していくというような、そういう取り組みが必要かなというふうに思いますね。

〔加古原君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 加古原君。

3番（加古原瑞樹君） 以前の一般質問の時の答弁にも、通学路の一斉点検というのを、地域の自治会、PTA、学校関係者、職員合わせて、総点検を校区ごとに年に2回実施しているというふうにあります。

私も小学生の保護者として、毎日ではないんですが、子供の通学と一緒に歩くことがあります。なかなか、やっぱり普段見落としがちな場所というのがあると思うんです。できれば、そういう関係者で、点検をしていただきたいなというのは、この事件を見て感じました。

特に、先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、低い壁は問題はないとは思いますが、この町内、近辺でも少し地上げをされて、その上に壁が設置されているような、ブロック塀が設置されているような箇所が、何カ所か見受けられます。そこも登下校路に指定されているところではあるんですが、先ほど言われましたように、民間の個人のお家ということで、今のところ対応はできていないと思うんです。

ちょっと、調べましたところ、この東京都の国分寺市のほうでは、平成 26 年からブロック塀の撤去に対して、個人の家、そちらのほうに、高さ 1 メートル以上で道路に面しているブロック塀を対象として、1 メートル当たり 6,000 円、上限が 12 万円まで助成しているようです。それも職員が 1 件ずつ家を回って地道に周知し、この 4 年半で 38 件の申請があったようです。

現在、このような動きは近隣自治体にも広がりを見せているようですが、本町では、このような対応はされないのでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、谷口教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） 私のほうから、通学路の安全点検に関して、先ほど、町長がご答弁申し上げましたが、少し、もう少し詳しくご説明、まず、させていただきます。

加古原議員のご発言のように、通学路の安全点検につきましては、年に 2 回実施いたしております。春。

それから、今、ちょうど、この時期に全校区の通学路の安全点検を実施している最中でございます。メンバーとしては、教育委員会の職員、それから学校、企画防災の職員、それから、警察、こういう方集まって、これは通学路によるブロック塀に限定せずに、いわゆる道路交通上、ここは少し危険かなということの確認と、それから、夕方以降、少し暗いかなというようなどこ、防犯上の観点から通学路の点検を、今、ちょうどやっている最中でございます。

私のほうから、この点だけ少し補足してご答弁申し上げます。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 町長。

町長（庵途典章君） そうした民間のブロック塀について、自治体においては、助成をして、そうした危険を取り除くという取り組みをされているというお話であります。まず、一番は、当初に申し上げましたように、ブロック塀全てが悪いというわけではない。だから、これ行政が、非常に私、今回のこの対応の中で、ちょっとおかしいと感じたのは、大阪等、あれだけの小さい子が亡くなられたという本当に大きな事故になってしまったので、そういう反応をされたというのは、やむを得ないところもあるかもしれないんですけれども、ブロック塀だからといって、全て取り壊してしまうと、そういうことをされているのをテレビ等で見ました。また、それが対応としては正しいんだというような、そ

の報道なんかの見方もされているような報道もされておりました。

しかし、それこそ、やっぱりブロック塀は、ブロック塀なりに必要性もあり、つくられているところであり、きちっと安全性を確保してつくれば、それほど危険なものではない。

ブロック塀だけじゃなくって、ほかの看板においても、外壁においても、屋根の瓦においても、結局は、同じことが言えるわけです。それら全て危険だというふうに、考え方で対応しようとするれば、それこそ、道路から何もセットバックして、道路の安全なところにつくらなきゃいけないし、道路を何か覆ってしまわなきゃいけないとか、極端なことになれば、そういうふうなところまでいってしまうわけですね。

ですから、そのへんは、特に最近のものは、そうした安全基準というのは、厳しく皆さんも認識をされておりますので、ブロックの塀なんかもつくられる時も鉄筋の基準、それから控えの壁を入れる、高さもそれほどしない。それから、ブロック塀自体を、あまり使わずに、役場のこの今回の整備なんかでも見ていただいたように、基礎の部分は2段、3段ぐらいはブロックを積むと、その上は、鋼製のアルミとか、そういう軽いもので塀をつくると、そういう方法にあらかたのところはなってきました。

ですから、そういう中で、先ほど、教育委員会が答弁しましたように、安全点検というのをしていただいて、特に見た目には、そうした古い塀で道に面して、コンクリートの、例えば、高い基礎があって、壁があって、その上になおかつ塀をつくっていると。そうなれば、そういうところは、やはり所有者の同意を得て、そうした鉄筋とか、そういうものが、きちっと配筋されているかどうか、そういうことは、やはり調べる必要があるかと思えます。

そういう中で、危険性が高いということであれば、これはやはり個人の所有者に対して、それは、是正していただくようお願いをしていくということ。

その中で、そういう箇所がたくさんあって、どうしても個人だけではできないということであれば、そうした行政として支援の方法も考えていく。そういう取り組み、段階、段階があるんじゃないかなというふうに思えます。

〔加古原君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、加古原君。

3番（加古原瑞樹君） ブロック塀に関しては、普段、見なれた登下校路で、当たり前のように見ていたので、結構、今回は衝撃的な事件だったと思います。

町内を、こうやってみると回ってみて、やっぱり古い家、それから空き家になっているところというのが、やっぱりブロック塀が、まだまだ、結構あるんだということも痛感しましたので、また、点検の際には、当然、ブロック塀だけではないんですけども、子供たちだけじゃなくて、地域住民の方に関しても地震の際には、凶器となり得る構造物になると思いますので、ぜひとも、また、チェックのほうをお願いしたいと思います。

それから、②点目の避難所の開設状況です。これも今回、この兵庫県も、佐用町もですが、特別警報というのが初めて発令されました。本当に広島や岡山のように、本当に甚大な被害が出なくてよかったなとは思っているんですが、その割には、あんまり避難の状況が、どうだったのかなと思ったので、今回、質問させていただいたんですが、避難の情報の発信の方法なんですけど、今、言われたように、防災無線や佐用チャンネルのほうで、周知していただいている関係で、僕たちも、すごく目にすることがあったんですが、民間のテレビなんか見えますと宍粟市の放送、放送というのか、避難勧告の出し方というのが、ちょっと佐用町とは違って、地区名の、まださらに細かい字のようなところまで、細

かい避難勧告が出されていたように思います。

情報を見る時に、どうしても避難勧告、これだけ、いろんな災害が発生する中で、佐用町に避難勧告が出ましたというだけではなくて、より細かな避難勧告の発令の仕方というのも、地域住民の方にとっては、より現実感があるというか、実感が湧いて対応を急がれるんじゃないかなというふうに思うんですが、その点に関しては、どうでしょうか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 先ほど、答弁の中でも、ずっと説明させていただきました。

その7月6日の夜のそうした情報の発信、これについては、そうした地区、避難、佐用町全体ということではなくって、土砂災害ということが、非常に危険度が高くなっているところということで、まず、最初に石井、奥海、北部の情報が、そういう気象庁からのが入りました。だから、そちらについて、避難準備、高齢者の避難をしてくださいという情報を出しております。

その後、三河のほうで、そういう情報が出れば、だから、細かく、できるだけ、そうした情報を地区に限定して発信をしたいんですけども、ただ、それは一方では、逆に、町行政が受ける情報が、その地区にわたった、地区ごとのエリアが細かいエリアで状況の情報をいただかないと、なかなか、それは逆にできないところもあります。

それで、宍粟市が、今、そういうところを言われているというのは、限定されたところなんですよね。と言うのは、あそこは、ああして、土砂災害で亡くなられました。その地区について、常に早め、早めに、今、宍粟市は避難勧告を出されたり、流されております。

気象台等も、そうした災害が大きくなって、人命が失われたようなところについては、さらに早めに情報を発信するというような、そういうような傾向にもあるわけです。

ただ、夜間に、今回でも次々と状況が変わっていきます。だから、情報の発信の仕方というのは、情報が、どんどんと状況が変わってきますので、リアルタイムに、伝えていこうとすれば、基本的には、この防災無線が一番、皆さんに伝わっていく、大きなツールではないかなというふうに思っておりますし、防災メールとか、いろいろと持っておられる方は、それでも同時に発信をしておりますけれども、ただ、そうした避難行動をされて、今、そういう避難をされている、特別警報が出て避難者が少ないではないかと、そういうふうに思われるんですけども、テレビ等でも避難所への避難が少ないと、情報がうまくいっていないんじゃないか、情報の捉え方が、皆さんに十分それが伝わっていないんじゃないかというようなことを、非常に一番問題視されております。

しかし、一方で、私は、ここの避難される方は、避難所へ行くだけの数値で、それを言っておられますのでね、佐用町においても避難所は10カ所です。指定避難所というのは、10カ所になっているわけですね。

だから、その石井の旧小学校、ゆう・あい・いしいの体育館を避難所として指定をしているわけですけども、奥海の方が、そこへ行かれるというようなことは、まず、現実、それは無理なんです。無理なことを、指定避難所としているところにも、これは非常に大きな問題もあるんですけども、やはり避難所の考え方というのは、あらゆる災害を、いろんなものを想定してしておりますので、今回のような、北海道なんかの、例えば地震、また、大阪での地震のように、1回ドンと来て、避難生活を長くしなきゃいけない。その真備なんかも、ああいう大きな水害で家が破損してしまって、そこで、なかなか生活に戻れない。だから、避難、ああした仮設住宅なんかが、建設をされる間、例えば、1カ

月か、2カ月も生活をしなきゃいけない。そういうことも想定した中での避難所という形になっているわけです。

ですから、そういう中で、一時的に大雨があったから、すぐ、そこへ避難行動するというだけの人を捉えて避難者だというふうに考えるのではなくって、やはり、きちっと避難情報を得て、夜間であれば、家の中で2階に垂直避難をすとか、また、状況を常に判断しながら、隣り近くのところ、安全なところに避難していただくとか、現在、そういうことが行き届いて来て、集落なんかにおいては、集落内で避難所を設けるというような取り組みも、集落によってははしていただいております。

そういう人も含めて避難行動をされたというふうに統計的にしていけないと、いつまで経っても、避難所へ避難しただけの数で1パーセントだ、2パーセントだというようなことを、報道等なんかでもされるということ自体、これはちょっと、間違った分析になってしまっているのではないかなという感じを持っております。

都市部なんか、何十万人に避難勧告をしたと言ったって、じゃあ、あの方たちは、どこの避難所へ行ったって、避難、行くところがないわけです。現実ね。

そういう、国の避難計画とか、こういう法律も、かなり中身は難しい。現実とは、なかなかうまくいかない。矛盾したところもあるという中で、やはり本当に命、生命を守る、難から逃れるという一番合理的な方法、必要なところというのを、やはり最終的には、それぞれの自治体、そして最終的には、個人が判断をしていただくということに、最終的になってしまうかなという感じがしております。

〔加古原君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 加古原君。

3番（加古原瑞樹君） 町長の言われるように、まずは集落内の一時避難所であるとか、公民館のほうに避難されているというのが現状だと思います。

先ほども出ましたけれども、集落内放送というのが、よりきめ細やかな情報を出す上では重要だとは思いますが、これ、どこの集落にも、今、集落内放送ができるような体制になっているんでしょうか。

また、この利用に関しては自治会長になるかとは思いますが、こういう災害で避難勧告が出た時の対応のマニュアルのようなことは、つくられているんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 集落放送につきましては、総務課のほうの広報担当のほうで、数、整備等はさせていただいております。

ただ、各集落における避難行動のマニュアルといったようなものにつきましては、各集落で自主防災組織をつくっていただいております。全ての集落で、まだ、できていないわけではございますが、町のほうでは、こういったハザードマップを全戸に配布させていただきまして、各集落における、そういった避難行動がとりやすい話し合いができるような構成のハザードマップを配らせていただいて、なるべく各集落において、安全な場所、それから、避難するに当たって危険があるような水路ですとか、そういったところを把握していただいて、それぞれの集落へ身近な身を守る方法を考えていただくようお願いをし

ております。

〔加古原君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、加古原君。

3番（加古原瑞樹君） 今回の7月豪雨の時も、近隣の集落のほうで話を聞くのが、一時避難所、クラブ等の開設をされているんだけど、その情報が入らなかったというようなことをお聞きしました。

当然、各自治会で、自主防災組織というのがありますから、そちらのほうで対応してもらったら結構だとは思いますが、できたら、そういうふうなところにも積極的に集落内放送で周知をしてはどうかということを提案されてもいいのかなというふうに思いました。

あと、ちょっとまた違うんですが、防災計画の5章の中に、平成21年台風第9号災害の教訓と継承として、佐用町災害検証委員会での議論を経て町に提出されております佐用町防災力強化への90の提言があります。

その中で、地域の情報を収集する住民による「災害モニター（仮称）」となっておりますが、この設置などを検討する必要があるというふうに書いてあります。現在の運営状況というか、実施状況のほうは、どうなっておりますでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 災害モニターの方につきましては、ちょっと私、手元に人数まで、よう把握しておりませんが、それぞれの水かさが増えたような時、カメラで確認できないような箇所の情報等を入れていただくようにしております。

わずかですけれども、毎年予算化させていただいて、そのお礼的な形の物を配布させていただくというような形でのお願いをしております。

〔加古原君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 加古原君。

3番（加古原瑞樹君） 町内、範囲が広いですから、その地域によって、細かな状況というのは、刻々と変化していくと思います。

災害モニターというのが、各集落に1人ぐらいおられるのでしょうか。自治会長とかがなられているとか、そういうふうな体制でつくられているのでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 各自治会、百何十人というような人数ではございません。主に河川の状況をお知らせいただきたいということで、先ほど言いました河川カメラの設置されていないようなところと、それから、どうしても今まで災害等で河川が堤防を越えたよ

うなところ、そういったところで、なおかつ、わざわざ、その近くまで見に行かなくても、例えば、お住まいの窓開けて見れば、大体川の様子が見れるとか、そういった安全な箇所にお住まいの方を選定して、そういった方にご依頼のほうをさせていただいております。

〔加古原君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、加古原君。

3 番（加古原瑞樹君） はい、わかりました。

なんせ範囲が広い佐用町ですから、そういう情報を細かく分析して、これからも地域の防災、勧告とか、情報に役立てていただきたいというふうに思います。

それから、③点目ですけれども、要援護者の避難についてです。先ほども答弁にありましたけれども、8月に要支援者の避難計画作成説明会のほうを開催されております。私も参加させていただいたんですが、自治会長をはじめ民生委員など、多くの人が参加されておりました。

今回、作成される個別支援計画の様式もを見せていただいたんですが、かなりきめ細かな情報が盛り込まれているようです。とてもすばらしい計画ができるんじゃないかなというふうに感じております。

ただ、一方で、この情報を収集するのを、先ほどもありましたけれども、自治会長のほうにお願いをするということで、お聞きしました。

特に、情報も多くてすばらしいんですが、戸数が多いような自治会からすると、自治会長の負担がすごく大きいということで、当日の説明会の中でも、かなり議論が白熱するような場面がありました。

これに対して、今後、どのように対応していかれるのか、お聞かせください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） 失礼いたします。

今回、災害時要支援者の避難計画を作成をしている依頼者の対象の方なんですけれども、先ほど、町長の答弁の中にもありましたように、平成25年の災害対策基本法が改正され、そういった計画が必要であるということです。そういった計画に基づいて、対象者のほうを把握しております。

具体的には要介護度3以上の方、それから、認知症高齢者の日常生活自立度ランクがⅡからMの判定を受けられている方。それから、障害高齢者の自立度ランクがBからCの方。あと、障害者手帳第1種を交付受けられている方。療育手帳Aの方。それから、精神障害者保健福祉手帳を受けられている方。あと、家族、また、自らが申し出のある方とか、重症者等で町長が必要と認める方などが対象になっておまして、それらの方につきまして、昨年の11月から12月にかけて要援護者のプランをつくるための同意というのを、ご本人、あるいは家族の方に照会をかけております。

それで、今回、同意があった方680名いらっしゃったんですけども、その方々について自治会のほうにご依頼をいたしまして、今回の計画の策定のほうを依頼しております。すみません。対象者680人のうち、602名の方から同意がございました。

それで、佐用町内に133集落ございますが、一番多い集落で20名以上の集落が1集落

ございました。あと残りの集落につきましては、10名から1桁というようなことでございまして、1集落当たり平均しますと5人ぐらいの対象者の方がいらっしゃるということで、この計画につきましては、日ごろの見守り活動、支援をされる方の体の状況、生活の状況、そういったことを、まず、ご確認いただいて、それで災害が発生しそうな時、早めの避難をしていただくということで、常に自治会の中で、顔の見える関係を続けていただきたいという思いがございましたので、自治会のほう、それから民生委員さん、民生協力委員さん、そういった関係者の方々に対象者の方のお宅を訪問していただいて、計画を作成していただきたいということでございます。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） 町長。

町長（庵逄典章君） そういう依頼をしたということ、あと私もするということと、依頼したということ聞いて、私が、これからお話するようなことを言うのは、逆に、その計画に対して、本当に必要であるというのはわかるんですけども、後ろ向きのような話になる部分があるかもしれないんです。

現実として、私、国は、そうした要援護者に対して、計画をして、安全を確保しなさい。一言言えば、通達すれば、それで済んでいるんですけども、本当に、それを実際していく、こうした自治体。また、それをお願いする集落、役員の皆さん、自治会長をはじめ、民生委員の方とか、そういう方の立場に、状況になった時に、そんなに国が理想的なことを言われて、計画、これができれば本当に素晴らしいこと、実際、これができて、また、それが実行できれば、素晴らしいんですけども、自治会も、先ほど、課長が答弁しましたように、大きいところと、小さいところと、戸数がかなり違います。その対象者が1人、2人であれば、いろんな二重、三重の計画を要援護者としての対応ができるかもしれないんですけども、例えば、平均して5人だ、10人と言っても、そういう日常的な、通常的な見守りなり支援は、地域で皆さんが協力してできたとしても、災害時という、非常に状況が緊迫して、状況が変化する中で、お互い、これ自分の身も守っていただかなきゃいかんわけですね。

要援護者だけじゃなくって、例えば、自治会長の皆さんも多くの方が、かなり高齢の方もいらっしゃいます。

それから、高齢者だけじゃなくって、若い人にとっても、そうした危険をいかに避けるかという、自分の身を守るということは、まず、大事なんです。

そういう中で、あらかじめ、この方の支援は、誰が、どういうふうな行動でしますよというようなことを、ある意味では、計画をするということは、1つの契約をするというような意味にも取られてしまうわけですね。

そういう災害時に、じゃあ、その方が、そこにいるか。そういう行動がとれるか。そんなこと保障できないわけですね。これ実際のところ。

そんなことを、行政であれば、行政が責任があるんだということの責任も問えるかもしれないけれども、個人に、そんな責任を負っていただいて、そこまでやっていただけるか。

これ、計画がなくっても、実際に、そういう状況になれば、皆さん、できるだけことはしていただけますよ。それは、自治会長さんにしても、例えば、役を持っておられなくても、隣の人も、そういうできる限り、そうした支援ということは、まず、していただけると思いますけれども、計画をきちっと事前につくって、対象者と支援する人とを決めて、

そこで相談をして計画をつくりなさいですね。

だから、こういうことを、国としてはやりなさいという指示が来て、担当者としては、そのとおりのことで、今、進めるために、先般、そういう説明会をさせていただいたと。

ただ、私が言っているようなことを、当然、自治会長さん方も、非常に懸念をして、現実、そんなことを、私たちに責任なり、そういう仕事を、強制的にさせるのかという話になるわけですね。

だから、私は、これは必要性は、十分誰もわかりますし、そういう対応、国としても、そのことが必要だからということで指示をされていることは、よくわかるんですけども、現実として、どこまで計画を、今、加古原議員が、さっき言ったように、これができれば、すばらしい計画だと言われますけれども、そんなに、きちっとした、そこまでの計画を、実際につくることができるかどうか。また、そういうことを、皆さんが、本当に必要として、協力してつくっていただけるかどうか、ここは今から、いろんな話が出てくるなというふうに思いますし、非常に今、言いましたような問題点がたくさんあるなというふうに思っております。

計画をつくる前に、私が、こういう答弁をしてしまうと、非常にまずいなというところもあるんですけども、そやけども、やっぱり正直に、このこの部分は、はっきりと言っておかなきゃいけない部分かなというふうに、私は、思っております。

〔加古原君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 加古原君。

3番（加古原瑞樹君） 災害時ですから、当然、想定外のことが起きるということで、計画も個別計画のほうも、かなり細かくされています。

それが、有効に活用できるような仕組みも、また、考えなくてはいけないと思うんですが、何せ、自治会長たちが、その様式を見た時に、情報が多すぎると。町が持っているはずの情報が、個人情報関係で出してもらえない。そのことに対して、自治会長からすると、1軒、1軒行くと、これは30分から1時間の仕事になってしまうなということで、かなりその時、発言が出たかと思います。

その点に関して、個人情報の取り扱いになるので、難しいとは思いますが、それ以降、変更とかされたんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） 失礼いたします。

今回、説明会の中で、そういった個人情報を役場でつかんでいる情報を、例えば、介護保険の申請をした時に同意が得られているとか、あるいは緊急通報システムの時に、ご家族の情報とか、役場のほうで把握しているんじゃないかというようなこともございましたが、それぞれの目的によって同意をさせていただいておりますので、その情報については、出せる情報と出せない情報というのがあるということで、その点は、ご理解をいただきたいなというふうに思っております。

それで、今回の災害対策基本法のほうでは、緊急時には、情報を出してもいいという情報もございますので、具体的に言いますと、先ほど申しましたような支援を必要とする方

のお名前、生年月日、住所等については出してもいいよということになってございますので、そういった出せる情報については、出すようにしております。

それと、要支援者プランなんですけれども、先ほど、議員おっしゃるように、内容的には、かなり細かいところまで記入するというので、記入をしていただくための書き方の説明等も書いておりますが、実際に、災害が発生しそうな時に、声をかけ合って避難をしていただくというところの最低限の情報だけは書いていただいて、後は、書きにくいところ、どうしても把握ができないところについては、空白でも、その点については結構ですよということで、自治会長様のほうには、ご依頼のほうをさせていただいております。そういうことです。

〔加古原君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、加古原君。

3番（加古原瑞樹君） 避難する時とか、早め避難を、今は、特に早く呼びかけていただいているので、地域で、そういう方、災害弱者と呼ばれるような方も、ぜひとも見守っていただけるように、そういう個別支援プランというのが役に立つと思いますので、ぜひとも、なるべく自治会長とかの負担が減るような形で進んでいけばなというふうに思います。

7月豪雨災害のほうで、私も商工会の青年部、それから社協のほうボランティアで参加させてもらいました。僕たちも9年前の水害で体験はしているんですけども、2階の天井まで水が入るような、そんな災害でした。当然、壁どころか天井まで剥すような作業をしてきたんですが、やはり佐用の時のような垂直避難だけで済むような災害で済めばいいんですけども、そういうことも、これから起こり得る可能性があるんだということも想定しながら、まさかの備えをしていくことが必要じゃないかと思います。

その中での地域の力というのを、精一杯借りながらやっていく必要があると思いますので、ぜひとも、これからも安心安全のまちづくりのために、また、よろしく願いいたします。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そういう今、加古原議員からの最後のご発言がありましたので、ちょっと、私も気になったところがあるので、災害で非常に大事なことなので、お話をさせていただきたいと思うんですけども、加古原議員や皆さん方、真備のほう等に、そうしたボランティアとして行っていただいて、本当にありがとうございました。

そういう中で、やはり私は、災害に対しては、本当に、感覚的にじゃなくって、ある意味では科学的というのか、正確に対応していく必要があるかと思います。

避難においてもそうですし、災害のハザードマップなんかの見方においても、やはり地形とか、同じ水害と言っても、その土地の状況によって、全く危険度、また、その状況が違うわけですね。

ですから、真備なり、一昨年になりますかね、鬼怒川の常総市、真備なんかもかなり下流部分になってきて、河川が氾濫をすれば、堤防が非常に高いというのか堤防になっていて、川底と、当然、地形的に見れば土地の高さとか、あんまり変わらない。それを堤防で何とか防いでいる。堤防が決壊すれば、先ほど言われたように2階の天井まで上がって来

る。家自体が水没してしまうような、そういう地形なんですね。

だから、そういうところにおいては、当然、垂直避難だけでは、それは助からない。それはもう、水平に、もっと高いところに避難するということが重要です。

しかし、じゃあほんなら佐用町が、そういうことを前提に、そういうことがあるんだということを前提に、これから考えなきゃいけないということが、ちょっと、私、引っかかったんですけれども、佐用町の河川というのが、ほとんどのところが、堤防の高さと、若干、高く土地よりしてありますけれどもね、水が堤防から越えて、2階まで上がるような水が出るというのは、これは、ものすごい水で、全体が川になってしまえば、そうなるんですけれども、そういう上流部というは、そういうところではない。それよりかは、一番は、土砂災害のほうが、逆に、今度は、危険が高いということになるわけですね。

河川があふれて、家が完全に水没するようなところの地形というのは、佐用町の中には、まず、ないというふうに、私は思います。そこは、しっかりと捉えた中で、逆に、山際に家が存在して、そうした今回の宍粟市でもありましたけれども、山の崩壊によって…、ただ、それもやっぱり、ただ山があるからじゃなくって、土質的に、そこのところが本当に軟弱で崩れやすい土質なのか、逆に岩盤で、まず崩れる心配はないというところなのか、そういうことも、やはりもっともっと、できる限り、これだけの調査ができ、いろんな科学的分析もできる時代ですから、もっと正確に科学的な中で、分析の中で、対応策を事前に考えておくということが、防災にとっては、これから大事じゃないかなと思います。

どんな災害が起きるかわからないということは、確かにあるんですけれども、でも、災害の状況というのは、本当に、これだけ経験もしてきて、いろいろと研究もされておりますから、そういう意味では、これだけ昔に浸かって、ハザードマップなんかも、本当に正確につくられるような時代になってきていますから、それに対しての対策を事前にすることが大事かというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（山本幹雄君） 加古原君。

3番（加古原瑞樹君） 終わります。

議長（山本幹雄君） もうええね。

加古原君の発言は終わりました。

ここで昼食等のため休憩をとりたいと思ひますが、ご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は午後1時15分とします。

午前11時56分 休憩

午後01時15分 再開

議長（山本幹雄君） それで休憩を解き、会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

2番、児玉雅善君の発言を許可します。

〔2番 児玉雅善君 登壇〕

2番（児玉雅善君） 2番、日本共産党の児玉です。

本日は、本町における障害者雇用の実態について、質問させていただきます。

先月来、テレビや新聞等のマスコミで厚労省など中央省庁における障害者雇用の水増し問題が取り上げられ、また、その問題が地方公共団体にまで波及しています。障害者の雇用数をごまかし、実態より雇用数を多く見せかけるということは、障害者の皆さんの雇用の機会を奪うということで、障害者総合支援法の立場から見ても、障害者の基本的人権を侵すとしてもないことであり、到底許すことのできないことです。

そこで、次の項目についてお伺いします。

1、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に基づく、本町における法定雇用率は幾らか。また、その人数にすると何人になるのか。

2、本町においては、法定雇用率は満たされているのか。

3つ目、雇用した障害者の障害者手帳等により、障害の有無や障害の程度等を確認されているか。

4番目、上記3点の質問について、社会福祉協議会等の団体や、町内のほかの事業所の実態については把握されているか。

5、法定雇用率にこだわらず、町独自でも、さらに積極的に障害者の皆さんの雇用促進、障害者の福祉増進に、より積極的に取り組むお考えはあるのか。

以上、5つの点について、お伺いし、この場での質問とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、児玉議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、本町の障害者雇用の実態についてというご質問でございますが、まず、1点目の障害者の雇用の促進に関する法律第38条に基づく本町における法定雇用率は幾らかということではありますが、平成30年4月から民間企業、国、地方公共団体ともに改正をされまして、佐用町の法定雇用率は、それまでは、2.3パーセントでありましたが、現在は2.5パーセントに引き上げられております。その2.5パーセントを達成する雇用人数でありますけれども、これは障害の程度によって、算定の見方が、ある程度、若干、調整をされます。そういう中であって、純粋な人数でいけば9名、9名が佐用町の今現在での法定に定められた雇用者数という形になります。

次に、2点目において、その中で佐用町においては、その法定雇用率は満たされているかということについてでございますが、佐用町役場として平成30年6月1日の基準日における雇用率は、2.56パーセントとなっておりますので、法定数値目標は満たされている状況でございます。

また、3点目の雇用した障害者の障害者手帳等により、障害の有無、また、障害の程度等は確認をされているかということについてでございますが、採用時点、また、認定時において、その障害者手帳の提示を求めて、本人の同意を得て写しも取らせていただいておりますので、きちっと確認をいたしております。

次に、4点目の先の3点の質問、それぞれについて、社会福祉協議会等の団体や、町内の事業所の実態について、把握しているかということではありますが、町として各事業所の障害者雇用率を取りまとめをするなど、その実態を調査する事務権限を有しておりませんので、把握はしておりません。また、先日、障害者雇用を管轄しております兵庫労働局に

町内の事業所等の状況について問い合わせをさせていただきましたが、これは、公表できないとの回答でございます。

なお、平成 30 年 7 月末時点での佐用町における身体障害者手帳の保有者数及び人口比は 891 人で、5.3 パーセントとなります。また、精神障害者保健手帳の保有者数は 95 人、0.6 パーセント。療育手帳の保有者数は 206 人、1.2 パーセントとなっております。

次に、5 点目の法定雇用率にかかわらず、町独自でも、さらに積極的に障害者の雇用促進、障害者の福祉増進に取り組む考えはあるかということでございますが、障害のある方が、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることは、町といたしましても大切なことだというふうに考えております。また、法定雇用率は最低限の基準であることも、承知をいたしておりますが、実態といたしまして、障害者にあった仕事を提供することが、非常に、なかなか難しい現実がございます。町としては、雇用を促進していくには、雇用の場をどう確保するか、勤務体系の構築、障害者が、その能力なり、その障害にあった形で安心して働くことができる仕事、また、職場環境の整備、サポート体制の確立などの課題の解決が、当然、必要となってまいります。

町といたしましては、まずは、法定雇用率の確保であると考えており、議員のご指摘のとおり、障害者雇用促進法の目的である、障害者の職業の安定をはかることは、障害をお持ちである個人にとっても、また、町行政にとっても重要課題でありますので、今後、退職等により雇用率が基準を下回らないように、状況に応じた雇用に努めてまいりたいと考えております。

さらに、障害者の福祉の増進への取り組みにつきましては、健康福祉課を中心として、障害者施設や各事業所との連携、協力のもと、雇用の確保だけでなく、雇用に向けた訓練やサポートなどの自立促進に、今後も継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

議長（山本幹雄君）                      ちょっと待ってください。手を挙げて、許可してからです。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君）                      はい、児玉君。

2 番（児玉雅善君）                      はい、ありがとうございます。

9 名ということで、基準は満たされているということで、お聞きしました。

それで、その 9 名のうち、正規職員、非正規職員、この割合等は、どうなっているのでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君）                      はい、総務課長。

総務課長（森下 守君）                      はい、お答えします。9 名のうち、正規職員は 2 名。7 名が非常勤職員となっております。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

障害者手帳をお持ちの方が891人、5.3パーセントとお聞きしましたけども、そのうち、町に限らず、民間も含めて就労されている方の人数、あるいはパーセント、（聴取不能）、わかりましたらお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 細かい数字があれば、また、担当のほうから申し上げますけれども、こうした障害者手帳をお持ちの方の中で、いわゆる生産年齢といいますが、就業年齢ですね、こういう方が幾らあって、その率がどうだというのが本来の、こうした数字の上での資料になるのではないかなと思うんですね。実際、重要なところじゃないかなと思うんですけども、かなり高齢者の方が、たくさん障害者手帳を持っておられます。そういうことで、あと療育手帳とか、そういうのは子供さんですし、実際に、そうした職場で、いろんな仕事、いろんな職種ありますけれども、どの職種においても、そういう仕事ができるような障害の程度ですね、そういうことで、いろいろと雇用率というのを、本来は、考えていかなきゃいけないところがあるのではないかなというふうに思っております。

それと、そうした障害者手帳をお持ちの方、雇用をされている数、それは、先ほど申しましたように、労働基準局のほうも、各事業所のそうした雇用実態というのを、町のほうに情報として公開をしておりますので、全体としては、私はわからないというのが実態ではないかと思えます。

担当のほうもそうやね。

そういうことで、今、答弁をさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） 本年の3月に出されております第5期佐用町障害者福祉計画、これの中の37ページ、課題のまとめいうところで、2番に外出・移動の支援策の充実となっていきまして、外出の際の移動の難しさを指摘する声が多く、バリアフリーの推進や公共交通機関の利便性の向上に加え、同行援護や移動支援などの十分なサービス量と、それを支える人材の確保などが重要となっていますとなっています。

この件に関しまして、今後、どのように支援策を充実させていかれるのか、具体的にどこまで進んでいるのか、例えば、以前から一般質問の場でも先輩議員のほうから佐用駅のバリアフリー化の件について、何度も質問が出ておると思うんですけども、本当に、あの佐用駅、バリアフリーの観点から言うと、本当にひどい駅だと思うんです。一旦おりて、また、上がるという。車椅子の人たちにとったら本当に大変なところで、これを支援するほうから言っても、私、若いころ、ボランティアグループ入っていました。何度も実際に駅なんかで車椅子を抱えて上がったたり、おりたりする作業をやったことあるんですけども、あの車椅子を人を乗せて運ぶとなると、本当に大変作業なんです。もうそれは、本当

に重労働、それをずっとやっていかないと、今、駅の方がやっていらっしゃるんだと思うんですけども、本当に大変な作業なので、何とか、そういった面からでもバリアフリー化を一刻も早く進めていきたいと思っています。

駅に限らず、そういったバリアフリーの進歩、これも施策をお聞かせ願えたらと思います。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） ご質問の障害者雇用ということから、関連はないとは言えませんので、お答えさせていただきます。

雇用して通勤をされると、そういう自分で自由に自立して通勤をされる環境、こういうことも、それは当然必要だというふうに思います。

そういう中で、佐用町にとっては、そうした施設のバリアフリー化もありますし、施設だけじゃなくって、その交通体系として、以前からよく、私も何回も説明をさせていただいておりますけれども、ああした、さよさよサービスとか、また、江川の江川号を使ったり、それから、コミュニティバスを走らせたり、そうしたサービスをしておりますので、また、施設においては、障害者のための送り迎え、送迎なども、それぞれがされております。

雇用という形ではなくても、そうした施設で作業に当たっておられる、それも1つの雇用、就業支援という形での事業所も、今、できておりますし、そういう中で、できることは、町としても精一杯やってきたつもりです。

ただ、何度も言われますけれども、構造的に、現在、なかなかできないことを、幾ら言われてもできない。それは、そのほかのことで、皆さんで協力して工夫させていただきなきゃいけない。そういうことで、私は、答えざるを得ないんですね。

佐用の駅、確かに、構造的に、ああした構造になる。これもやむを得ない事情が、当時、つくる時にありました。その中で、考えられる、一番合理的な駅として、あの狭い土地の中に智頭急行と姫新線、両方が交差するようなものを、何とか設けて、だからプラットホームも非常に幅が狭い。その中にエレベーターをつけることなんかできない。エスカレーターもつけられない。そういう構造にもあります。

それと、国の財政的なことだけで言えば、なかなか乗客数が5,000人を超えないというところは、これはもう当然であります。

ただ、そういう面で、町が単費でやろうとしても、そういう努力をしようとしても、構造的に、非常に安全を確保するために難しいことであれば、そのほかしかないということ。それは、今のところ、私は幾ら言われても、それができますということは、回答をすることができないということでもあります。

[児玉君 挙手]

議長（山本幹雄君） 児玉君。

2番（児玉雅善君） いろいろお答えいただきました。

本当に、確かに佐用町の場合ですと、構造的に今のままの形でいくのであれば、工事的に難しいことはわかっています。

ほかの面でもできることは進めていただいて、障害者の皆さんにとっても住みやすい佐用町になっていくように、我々も含めて、みんなが努力していかないとダメなことだと思いますので、今後とも、よろしくお考えのほうをお願いしたいと思います。

この質問に関しては、これで終わらせていただいて、次の質問に移らせていただきます。

利神城跡等の景観保全についてご質問させていただきます。

利神城跡を含む平福における観光事業や景観保全の取り組みに対しては、地元の人間の1人として感謝しているところです。先般の全員協議会で配付していただいた地方創生関連交付金に係る事業実施結果報告を見ましても観光入込客数、道の駅宿場町ひらふくの年間売上の実績が目標値を上回っています。

利神城跡を見に来ていただいた皆さんに、本当なら利神山に登っていただきたい。自分の目で、あの石垣のすばらしさ、景観のすばらしさを味わってもらいたいというのが、私たち地元の者の思いなのですが、現状の石垣の崩れ方、山の崩れ方を見ると、なかなか、そうもいきません。そこで、せめて石垣を下からでも見て、眺めて、すばらしさを味わっていただきたいと思っています。

しかし、今の利神城の跡、石垣は草や雑木などで見にくくなっています。平福大字管理委員会が中心になって、年に2回、草刈り等もしています。また、教育委委員会のほうでも、町のほうでも雑木を切っていただくなど、やっていただいていますけれども、それも年数が経てば、放っておくと、どんどん、どんどん見にくくなっています。

平福大字管理委員会が年2回、草取りをしているんですけれども、何分年配者が多くて、これ以上の負担をかけることは難しい状態なんです。

そこで、お尋ねします。

1、利神城跡、御殿屋敷等の草刈り・雑木の伐採等をやり、観光客の皆さんに魅力をより印象づける手立てが取れないものか。

2、平福の旧街道、長らく補修もされず、路面にひびが入り雑草が生えています。私が、大阪から平福に帰ってきて、もう10年余りなんですけれども、その間、全く、あの道路は改修されていません。本当に、路面、どこを見ても、路面にひびが入って、そこから草が生えている、そういった寂しい状態になっています。その改修を急ぐとともに、その際に、思い切って、町から電柱をなくすことと、それからカラー舗装というんですか、石畳とか、そういったもの、いろいろあるかと思うんですけれども、ただ、味気のないアスファルトより、何か工夫を凝らした舗装をやれないのか。

この2点、お伺いします。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、児玉議員からの2点目のご質問でございます利神城跡の景観保全についてお答えをさせていただきます。

ご質問の1点目の利神城跡、御殿屋敷跡等の草刈り、また、樹木の伐採等についてでございますが、平福地区が所有しておられます利神城跡の一部において、大字平福管理委員会が長年にわたって、おおむね初夏と秋の年2回草刈りを続けてきていただいておりますことはご存知のとおりでございます。この活動に対しまして、町としては、平福地区の歴史的環境保存と観光振興の観点から、利神城跡及びその周辺の下草刈り費用として観光費として、毎年33万円の補助をしているところでございます。平成26年度からは、私有地であ

りますが、御殿屋敷地区の石垣についても草刈りもされております。

町といたしましても、こうした史跡の管理について、まず、平成 13 年に、当時、将来の利神城跡の国指定に向けた資料づくりのために、山城の全体の図面を作成するという目的で、山城のかなりの広範囲の部分の木を伐採をしました。

また、そうした中で、石積み、石垣の写真も撮って、石垣に生えておりました樹木も、きれいに伐採をして、石垣の写真の記録も残しております。

そうして後、平成 15 年に、現在、皆さんが見ておられます平福利神城跡の平面図ですね、山城の図面、こういうものが作成をしたところでもあります。

また、その後、ご存じのように、この利神城跡の国指定事業を正式に着手をしました平成 27 年度に、樹木の伐採を行って、以後、大字平福管理委員会が草刈りを行われる範囲外、そのほかについても町と連携しながら年 2 回の草刈りを行って、町として教育委員会のほうで行っております。これは、森林組合、また、シルバー人材センター等に委託をして、利神城跡の環境維持ということで、その保全に努めているところでもあります。

ただ、草、樹木でありますので、特に、夏場は草刈り後、1、2 週間もすれば、草が当然伸びてきますし、きれいに見える時期というのは長続きはいたしません、秋冬は、一目で山城跡がわかる。また、石垣がよく見えるような状況。これは以前は、草木に覆われていた御殿屋敷地区も含めて、それは、かなりきれいに見えるようにはなっているというふうに思っております。

現在、利神城跡保存活用計画を策定中ではありますが、その草刈り・伐採等についても、今後いかにして利神城跡の維持管理をしていくべきかという基本方針の中で、この問題も定めていきたいなというふうに考えております。

また、平福に観光で来られた方には、道の駅等から、城跡のビューポイントや御殿屋敷跡への散策ルートの設定、説明看板の設置等、町並みとともに周回誘導できるようなプランも策定していくことも重要ではないかなというふうに考えているところでもあります。

また、同時に、地域創生施策として役場各課内の連携を密にした佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクトにも取り組んでいるところがございますが、利神城跡を後世に守り伝えていくには、地域住民の皆さんが、地域の誇りとして大切にされる心を、これまでどおり維持されて、草刈りや清掃にもできる限り積極的に関わっていただくことが重要であり、その人材を広げていただくことが、何よりも大切ではないかというふうに考えております。

昭和 38 年に設立をされました大字平福管理委員会が、半世紀以上にわたって、利神城跡を地道な活動によって大切に守ってきていただいたことが今回の国の史跡指定につながった一因であるというふうにも考えており、感謝をしておるところでもあります。

しかしながら、高齢化が進む中で、草刈り作業の人手が不足してきている実態については、今、児玉議員がお話のとおりであり、十分に理解をいたしておりますが、地域挙げて後継者の確保に引き続きご尽力いただきたくお願い申し上げたいと思います。

町といたしましても、大字平福管理委員会をはじめ、地元の方々と連携をして、引き続き、景観保全に努めてまいりたいと思います。

次に、質問の 2 点目の旧街道の改修に当たっての無電柱化と道路のカラー舗装についてということでございますが、まずは、ご指摘の旧街道の舗装につきまして、当然、バイパスができましたので、この旧街道においては、大型自動車等がほとんど通行しないというような状況で、そうした大型車両、重量車両による損傷というのは、ほとんどありませんので、舗装が長持ちして、長年にわたって舗装がえはしておりません。以前、舗装してから経年をしております。

そのために、ご指摘のように細かいひび割れ等が生じていることは、確認をしております

すけれども、必要なところにおいては、当然、補修はしております。

それに、道路面に、ひび割れのところに草が生えてというようなこと、お話ありましたが、私も確認しておりますけれども、道路面のひびから草が生えているようなところはあります。それは、児玉議員も側におられて確認をされているのではないかと思うんですけれども、そういう中で、道路交通上、安全を確保できれば、長い間には、ひびがいつているようなところは、ほかの道路もたくさんあります。そういう中で、今すぐに、この平福の街道の道路舗装をやりかえる、改修し直すというようなことは、今のところ、私は考えておりませんし、必要はないというふうに思っております。

また、電柱等の地中化、電柱・電線ですね。地中化による、いわゆる無電柱化につきましては、このことにつきましても、以前、この平福の町並み保存という、いろいろな事業、取り組んできた、当初、昭和 60 年代ですね、50 年の終わりから取り組んだんですけれども、そのころに景観整備という中で、無電柱化ということについても検討をした経緯がございます。

ただ、そういう検討の中で、実施に向けて、やはりいろんな課題というのが、大きな課題が、当時も今も変わらないんですけれども、やはり一番の大きな課題は、整備にかかるコスト、これは普通の電線、電柱でつくる 10 数倍、莫大な費用がかかります。

都市部のように、共同管で下水道や電線や通信線やいろんなものを全部埋設するようなものができればいいんですけれども、電線だけを入れていくと、地中化するということが、これも非常に大きな費用が、コストがかかるということと、その時に、やはり問題になったのは、やっぱり施設として、いろんな施設が無電柱化しても要ります。各戸に引き込むために、各戸の前に、その引き込み用の点検ボックスですね、地上ボックスというものを設置をしなければなりません。そうしたものが幅員の狭い道路では、道路の通行などにも大きな障害にもなりますし、また、その地上ボックスが、各戸ごとに全部つけますから、かえって景観を損ねるというようなこともあるという、そういう大きな課題があり、また、電柱というものがなくなると、今度は、街灯等、防犯灯なんかをつける場所がなくなり、逆にまた、防犯灯をつけるための電柱を立てなきゃいけない。そういうこともあるというようなことが、いろいろと検討した内容でありまして、そうしたコスト面、技術面から、大きな課題があるという中で、実施は非常に難しいという判断をした記憶がございます。

そういう状況につきましては、現在も変わっていないということでありまして、なかなか電柱を今度、裏側のほうに持って行ったらいいというような案もあるんですけれども、山側のほうは山に街道、道があるんですけれども、逆に川側のほうが、川屋敷が川までいっぱいありますし、また川端景観というのが 1 つの重要な景観にもなっております。それらにも持って行くことができないという中で、なかなか、そうした難しい状況だということをご理解いただきたいと思います。

次に、道路のカラー舗装化ということについてでございますが、県の歴史的景観形成地区にも指定されております平福地区の景観ガイドラインには、電柱や道路については言及はしておりません。平福の旧街道は、かつては「人」が往来し、賑わった因幡街道の「みち」でありましたが、現在は、車も行き交う「道路」として、道路法の規定に基づき、維持、修繕等の管理を行っているところでございます。

一方、道路は町並みの景観をつくる要素でありまして、とりわけ路面は重要で、舗装材料選択は、その景観等の質を、これを大きく左右されることは十分認識をいたしております。

したがいまして、平福の景観にふさわしい舗装を、このそうした道というのを整備をしていく視点として、やはり車と歩行者が利用する道路としての機能である安全性、耐久性、さらには整備と維持管理にかかる経費などのバランスもとって、そして、さらに景観を配慮

しなきゃいけないということになろうかと思えます。

ただ、よく観光地、温泉街なんかでもよくあるんですけれども、道路を高価な石なんかで舗装したり、また、カラー舗装をしたりというようなことをされているところもあるわけですが、実際、歴史的にこういう景観として見た時に、こうした古い街並み、歴史的な平福の町の街道においては、昔は、そのまま土道だったんだと思えますけれども、そうした石舗装などというような材料を使用したことはありませんし、それはかえって、ある意味では不自然なそぐわない景観にもなりますし、特に、カラー舗装ということは、これはかなり考えないと、本当に舗装がきれいな舗装にしてしまうと、平福の古い街並みと、全くそぐわない、そういう形になるおそれが非常に私は高いと思えます。

そういう意味で、先ほど申し上げました、道路としての機能と安全性、維持管理、また、そうした景観から見て、このアスファルトというのは、ある意味では自然財であります。

そういうものの、また、古くなれば、現在のような灰色の白い色になるんですけれども、そうした色のほうが、景観としてはマッチしていると言わざるを得ないところもありますので、その点については、今後、平福の利神城跡保存活用計画、今回の計画につきましては、城跡だけではなくて、この町並み、街道も含めた、また、保全活用計画を策定をしているという方向にあるわけです。そういう中でも考えていただければいいのではないかなど、検討していただければいいのではないかなというふうに思っておりますので、この答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） ありがとうございます。

カラー舗装の件なんですけれども、カラー舗装についての言葉がないので、カラー舗装という言葉使っていますけれども、私も、例えば、緑とか、そういった奇抜な色というのは考えていません。できるだけ自然な感じ、さっき町長がおっしゃられた地道みたいな感じの舗装ができればなという意味でのカラー舗装なんです。そういうことを申し上げておきます。

それと、草刈りとかの件なんですけれども、本当に、何というのか、例えば、草がらしであるとか、そういった面のものも使ってもいいのではないかなとも思います。

いろいろ工夫を重ねて、なるべくきれいな状態で見れる期間が少しでも長くなるように、努力していただければなと思います。

それと、景観の件なんですけれども、先ほども町長がおっしゃられました、ずっと観光客の中に遊歩道とか、ずっと回ってもらうビューポイントを決めて回ってもらうとおっしゃっていましたけれども、観光客の歩いていただくルートなんですけれども、今、川端の遊歩道をうまく利用されている方もいらっしゃいます。

けど、私なんか思うのに、反対側の西側の川端の遊歩道じゃないですけれども、道というか、川岸の道ですね、そこを歩いてもらいたいと思うんですけれども、あそを、町側からの水路があって、その水路のところに木の橋がかかっているんです。木の橋と言っても丸太を2本並べたような橋なんですけれども、その橋が非常に危険な状態になっておりますね。1本の橋なんか、手すり代わりにロープを行って、それをたどって行かないと危険で頼りない。

それから、もう1カ所のほうは、丸太2本並べているんですけれども、そこは、ちょっと丸い状態のやつが2本並んでいるんです。それで、下が腐食しかけて、乗るとぐらぐら

する危険な状態になっています。

そういった面も、あれの設置は、地元がやっているのか、町のほうでやっているのか、設置主体は、ちょっと私もわかっていないんですけども、ああいった面も、もう少ししっかりした安心して渡れるような橋というんですか、その通路に変えていく努力は必要なのではないかと思います。

せっかくのきれいな水辺の風景、両方から楽しんでいただいて、また、四方見ていただいて、観光客に少しでも平福いう魅力を十分に堪能していただくようにやっていきたいと思っています。

町におかれましても、そういった遊歩道の整備、例えば、西山なんか、全然、山にも登れない状態になっていますので、そういったところでも、里山をうまく活用する意味においても改修に今後、努力していただきたいなと思っています。

その点に関して、傾向とか考えありましたら、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 具体的に、そうした危険な場所があると、また、観光に来られた方を川端だけじゃなくって、もう少し広く見えるような、そういう観光ルートもつくったらいいんじゃないかとか、そのためには、そういう危険な場所もあるんだというようなお話なんで、そのへん、私は、具体的には、どこかわかりませんが、そういうことを、今後のこの地域も含めて一緒に、この保存活用計画というものを皆さんでつくろうということで、取り組んでいただいておりますので、今、意見として、また、課題として出していただければいいのではないかと思います。

ただ、西山というのも1つの景観として一体的なものになるんですけども、なかなか西山というところは、ご存じのように、非常に急峻な山であります。また、上には、そうした、よく言われる石とか、大きな岩なんかが出ている部分ありますので、まあまあ、こういうところは、よっぽど、まだまだ、そこまで手がつかない、本当の利神城跡、跡のほうの問題、また、御殿屋敷、そういうところだけでも大変な面積、地域でもありますので、それは、ある意味では、次の将来にわたっての課題かなというふうには思いますけれども。

ひとつちょっと、児玉議員が言われた草刈りというのは、非常に大変だと、そういう中で、最近、家庭でも草枯らしというものを使われる場合が多いんですけども、これは、非常に路面を、地面を傷めてしまう。特に、石垣等を草枯らしなんかをやると、草の根が、そのまま腐って、そこから土が痩せてしまって、それによって、石垣が、どんどんと崩壊してしまうと。だから、本当に手間がかかるんですけども、草や樹木というのは、とってしまって、きれいにとってしまったらいいのではなくって、ある程度、やっぱり、それも保護している、保護になって役立っているという部分もありますので、これは手で刈り取るという方法、そういうことが、一番大事であり、こういう保存については、なかなか合理的に、簡単にというわけにはいかない。どうしても手間と時間、そういうものがかかるということも、ある意味では、確保しなければならないことではないかなと思います。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 児玉君。

2 番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

今後とも地元と町と、それから、教育委員会、一体化になって、よりよい保存方法、よりよい佐用町全体の観光の拠点となるようなので、ご協力いただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山本幹雄君） 続いて、10 番、金谷英志君の発言を許可します。

〔10 番 金谷英志君 登壇〕

10 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

私は、小中学校教師の多忙化解消の取り組みと、7 月豪雨被災県道の防災整備を県に要請について伺います。

まず、小・中学校教師の多忙化解消の取り組みについて伺います。

文部科学省は、今年 2 月 9 日に、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に関する係る取組の徹底について」との通知を県教委に出しています。その中では、「学校に置けるこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業やその準備に集中できる時間、教師自らの専門性を高めるための研修の時間や、児童生徒と向き合うための時間を十分確保し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるよう、必要な取組の徹底をお願いします。」と述べています。

そして、具体的取り組みとして、学校における業務改善で教育委員会が取り組むべき方策では、「業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ」など 13 項目、特に留意して取り組むべき個別業務として、「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」にわけて示しています。

この文部科学省通知を受け、どう教育委員会では取り組みをされているのか。教育長の見解をお伺いします。

議長（山本幹雄君） はい、教育長。

〔教育長 平田秀三君 登壇〕

教育長（平田秀三君） それでは、金谷議員からの 1 番目のご質問でございます小・中学校教師の多忙化解消の取り組みについてお答えいたします。

近年、学校においては、児童生徒の問題事象に対する指導、特別な支援を要する児童生徒の増加等、求められる教育課題が複雑化・困難化するとともに、保護者への対応、地域活動などへの対応等、その役割は多様化し、業務は増加しています。

このように、学校現場を取り巻く状況が大きく変化する中で、教員が抱える業務は増加の一途をたどり、本来、最も重視しなければならない子ども一人一人と向き合うための時間や授業の準備、教材研究などに費やすための時間が、十分に確保できなくなっているものと、私自身も確認しております。

ご質問にありますように、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に関する取組の徹底について」は、本年 2 月 9 日付で、文部科学省から県教育委員会に通知され、それを受けて、2 月 22 日付で県教育委

員会教職員課から町教育委員会に通知がありました。佐用町教育委員会では、同日に、各学校長宛てに通知をしているところでございます。

ご質問の1点目、この通知を受けて、どう取り組んでいるかについてでございますが、町教育委員会では、この通知以前から、県教育委員会がしております教職員の勤務時間適正化推進プランに基づき、教員が児童・生徒と向き合う時間の確保とワークライフバランスの実現に向けた取り組みを行っております。

具体的には、管理職・職員代表・教育委員会等々で構成する学校業務改善推進会議を年3回、開催し、重点目標の決定や各校の取り組みについて情報交換を行っております。

主な取り組みといたしましては、まず、①つ目として、昨年度から全校に導入いただきました校務支援ソフトの活用であったり、ICT機器の効果的な使用についてであります。このICT機器、ソフトの活用については、具体的に申しますと成績処理、通知表の作成、出席簿の管理、情報のデータベース化、授業の準備等々に活用しております。

②つ目の会議の効率化についてでありますけれども、資料の事前配布をもとにして、時間の簡略化、そして、最終会議等の時間の目安を設定する。こういったことで取り組んでおります。

③つ目に、部活動のあり方ですが、これは先般にも申しましたけれども、ノー部活デーの実施、平日には1日、土曜日、日曜日には月に2日という形で、現在は進めております。なお、10月以降については、また、再度、県のほうから通知が出ましたので、それについて、検討を加えていく。このように考えております。もちろん、この部活動の計画書の作成等々についても取り組んでおります。

④つ目として、勤務環境の整備ですけれども、教職員の記録簿の記入。定時退勤日の設定、毎週1回は、最低、この時間には、ノー残業ということで、定時退勤を設けております。ノー会議、そして年休取得の推進、最低、年間に10日以上は年休をとろうという取り組みも進めております。

そして、⑤つ目としては、人材の配置をいただいております。4つの小学校にスクールアシスタント、そして、今年度からスクール・サポート・スタッフ、このようなものをいただいております。

その結果、徐々にではありますが改善が見られていると、このように捉えております。

勤務時間については、特に校長が記録簿を管理し、勤務時間の振替が必要な場合は適切に処理するように指示をしております。

また、一方、教職員のメンタルヘルスにつきましては、希望者を対象にメンタルヘルスに関する研修会、教育研究所が主催で開催したり、夏休み中には、健康診断の結果をもとにして、希望者に学校産業医への健康相談を実施しております。

また、今回の通知を受け、学校、地域、教職員、児童生徒の実情に応じて随時、教育委員会が取り組むべき方策として13項目が示されています。これらについては、前述のとおり、既に取り組みを進めていることと、教職員の確保、地域との連携において、今後、検討をしていく事柄である。このように捉えております。

同時に示されました、学校現場が担っている個別業務の役割分担及び適正化についてでございますけれども、まず、大きく言いまして、登下校に対する対応、放課後から夜間における見回り・児童生徒が補導された時の対応、学校徴収金の徴収・管理、地域ボランティアとの連絡調整等は、基本的には学校が担うべきではないと、このように書いております。こうした形の取り組みを、今後、考えていかなければいけないとは思っておりますけれども、非常に、これら全てについては、難しい状態であると、このように捉えております。

その一番大きな原因は、学校や教職員以外の人材を、いかにして確保するか。このことではないかなというように思っております。

現状を見る限り、今すぐに移行するのは、非常に難しい面がある。このように考えております。

以上でございます。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10 番（金谷英志君） この通知については、教育長が言われたように、13 項目以上に項目は多岐にわたりますから、一つ一つ、これから取り組んでいくということですが、ひとつひとつ確定について、一番最初に、その通知の中でも言っているのが、業務改善方針、それから計画の策定及びフォローアップとして、所管の学校の業務改善に関しては、計画を策定すると。年 3 回の会議の中でも話し合われるということですが、これ業務改善の PDCA サイクルを構築する。各学校でデータ・資料の取扱いや様式をはじめとした業務実施に当たる統一的な方針を示すと、こういうふうになっていますから、今年度から通知が出て、2 月には各学校に、それが校長に行きわたったということですから、この計画は、今、策定、どのようになっていますでしょうか。

[教育長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） これについても、これまでもずっと、今回の通知が起こる前から、そういった形のことにはしているわけですが、要は、基本的には、一番、職員が勤務時間をどのように理解し、どのような形で、まず確保するか。時間の確保のことを捉えております。

一番、今、取り組んでいますのは、我々の仕事、教職員の仕事というのは、終わりが無い仕事なんです。いつまでやっても切がない仕事です。それを、どこで、どのように、けりをつけていくか。勤務時間を、どのあたりで、きちっと見定めるかということだと思っております。

ですから、計画として、まず、本日の勤務は、こういうふうにしましょう。今日は、こうしますよという形の大まかな基準を決めております。が、しかし、その日の出来事ですので、どのような変化が起こるか、これはわかりません。

従いまして、学校長が、答弁書の中にも申しましたように、超勤簿等、勤務時間の記録簿をきちっととって、それぞれが、どのような形で働いているか。そういうようなことを、まず、取り組むことからの計画の第一歩だと、このように捉えております。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） 金谷君。

10 番（金谷英志君） 教育委員会が取り組むべき方策の中で、事務職員の校務運営への計画の推進というふうにあります。教育長も言われたんですが、人材の確保が難しい。私もそうだと思います。通知は、文科省のほうから出るにしても、予算的措置もある程度はされておりますけれども、それを全部に各全国の中学校、文科省でしたら高校も入れて

ですけれども、そこまで、通知のとおりやれるような人材の予算的配分もないと思います。

その中でもお聞きするんですけれども、事務職員の校務運営の参加の推進とありますから、やっぱり現場の教師の負担軽減という意味でも、教育委員会の事務職員の何がやれるかと書いてあるのは、学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、事務職員がより主体的・積極的に、業務改善をはじめとする校務運営に参画すると。このほうが、この推進が1つとして上げられておるんですけれども、人材の確保が難しい中で、今の職員の体制の中で、その事務職員体制の参画の推進というふうなのは、教育長、どういうふうにお考えでしょうか。

[教育長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 事務職員が校務運営の参画ということで、ずっと言われて来ておるんですけれども、これまでもずっと続けていることですので、ただ、あくまでも事務職員という職種が、指導者ではないという、その部分がありまして、学校校務の運営の中で、事務職員と教職員との一番大きな違いではないかなと、このように考えておる。

ただ、子供からすれば、全て先生なんですけどね。

ですから、その部分でかかわれる部分、お互いに遠慮をしあう部分があるんですが、今、佐用町の全ての学校で取り組んでいるのが、やはり学校の1枚岩、チーム学校というポリシーを常に持っておりますので、言われる。言われぬ。自分の仕事である。仕事でないという、そういった言葉が一切出ない。かかわれない。そういった人間関係、職場環境をつくっておるのが、今の佐用郡の小中学校ではないかと、私は、このように捉えておりますし、学校訪問に来て、全ての学校長から、そういう言葉を聞いておりますので、したがって、最初に戻りますが、学校事務職員、教師、そういった分け隔てなく全てが学校業務、校務、そして、参画の推進を進めておるといように捉えております。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10番（金谷英志君） 文科省の推進の中で、③番目に教育委員会として取り組むべき業務としては、専門スタッフとの役割分担、教育長、最初に言われたようなスクールカウンセラーなりアシスタントの、これは、県教委も国からの、その予算的措置がスクールカウンセラーについては、国の国家レベルの予算ですけれども、61億円。スクール・サポート・スタッフの配置が12億円というふうになっていますけれども、これで、県から予算の中でやりくりしていかなあかんという中で人材の配置も、こういうふうになっておるんですけれども、これについては、やっぱりせめて、各学校ごとに、各学校に1人というふうな体制になっているのでしょうか。

スクールカウンセラーなり、ソーシャルワーカーなり、その配置はどうなっていますでしょうか。

[教育長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） はっきり申し上げまして、全て小中学校 10 に、どの学校にも入っているものではございません。

ただ、今現状、中学校を中心に、それから、大きな学校等にスクールカウンセラー置いておけるわけなんですけれども、スクールソーシャルワーカーについても、一昨年その前でしたか、2名体制にさせていただいておりますし、スクール・サポート・スタッフについては、この4月から置いてもらうと。

ただ、これらも全国、うちだけじゃないんで、全国でいっぺんに置きだしたので、どこも人材がとり合いになっているという現状ですので、ただ、ないからどうのこうのじゃないんですけれども、今までは、うちで足りないから、困っているかと言ったら、決してそうではない。今の現状ではね。

多ければ多いほどいいものでもないんですけれども、多ければ多いほど、こっちは楽ですけれども、いろんな意味でスクール・サポート・スタッフも含めて、なかなか難しい実状に置かれているなというところですよ。

今のところは、学校現場からも、かなりいい好評価をいただいておりますということがございます

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 金谷君。

10 番（金谷英志君） 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務として、いろいろ調査とか統計等の調査してくれというふうに、そういう回答の依頼もあります。

その中で、可能な限り、教師や教頭・副校長等の負担を軽減するとともに、調査結果が調査対象校に共有されるよう取り組む。いろいろな事務的なことですから、そういうふうなことについても精査して、これが重なるようであれば回答を、いろいろ全部に答えるんじゃないかというふうな、精査して、調査、統計への回答等もやっていくと。これを従来からやられてきたことでしょうけれども、緊急な、この通知ですから、これを受けて、特に、この調査、統計等への回答等の改善というか、その取り組みはどうでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

教育長（平田秀三君） おおせのとおりです。

調査、統計等への回答なんですけれども、大きな声では申し上げられませんが、教育委員会のほうで、ある程度精査して、選択して、どうしてもだめなものについては、もう今、それこそパソコンで、ワンクリックでできるような体制で、学校におろしています。そして、こちらのほうで集計するというふうな体制は、これまでもとっておりますし、さらに、そういったものを、今現在は進めておるところです。

ただ、民間からの依頼とか、そういったものは、極力できませんという形でお断りしているという現状ではございます。

10 番（金谷英志君） はい、わかりました。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10 番（金谷英志君） 次に、部活動ですけれども、部活動の中で、教育長の最初の答弁でもありました。この部活動が大きな教師の多忙化の1つの要因ということもあって、このたびの通知の中でも、文科省のほうでもふれています。

その中の1つで、部活動指導員をはじめとした外部人材の積極的な参画を進めることとあります。この外部指導員について、どのような状況かお伺いしたいんですけど、国のほうとしても、これ足りているかどうかわからないんですけども、中学校における部活動指導員の配置は、予算的には国のほうで5億円しています。

今、外部指導員の参画の推進ということとしては、現状はどうでしょうか。

[教育長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

教育長（平田秀三君） まず、一番に、今、佐用町内の各中学校における外部指導員は1人もおりません。

もう1つは、学校から外部指導員の要請も来ておりません。この人をしてほしいとか。その一番の大きな原因は、部活動というのは、技だけを教えるものではないということなんですよね。部活動を通して、心も教えていかなければいけない。ある面で、反面、生徒指導面だと、私は、そのように思っておりますので、そこまでの面倒を見てくださる外部指導員が実際に夕方から毎日、毎日来ていただける人材がおられれば、協力したいという方がおられれば、教育委員会のほうとしては、もろ手を上げて、どうぞよろしくお願ひしますという形で、各学校のほうにおろしていきたい。このようには考えております。

ただ、無償ではありませんので、ボランティアと言いながら、幾らかの指導員の補助金を出ていると思うんですけども、なかなか、そういった方が、今の町内の中では、今のところ聞いてもおりませんし、私のほうは知らないという状況でございます。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） 金谷君。

10 番（金谷英志君） 部活動については、働き方改革の中でもふれられているんですけども、部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできない。部活動は、朝練とか、学校が終わってから、部活動の後片づけするとか、いろいろ指導についてもやられるんでしょうけれども、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえて、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うということが、これはもう文科省でなく厚労省の働くことの中でふれられていることなんですけど、ですから、部活動は、業務としてやるというものではないような、学校の業務ではあるが、必ずしも教師が担う必要のない業務として位置づけられているんですね。部活動は、そういうふうに位置づけられていますから。

ですから、今、教育長は、技術だけを教えるものではなくて、指導的なども、その生活指導みたいなどとも言われていると思うんですけども、そういう面もあると、それが教師の業務となるというふうには、それでしたらなると思うんですけども、これは朝練なんかは業務命令としてはできないということですから、その面では、やっぱり外部指導者の、それを入れて教師の負担軽減につなげていくほうが、私、いいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

教育長（平田秀三君） まあまあ、ここにおられる議員さんも、もちろんそうだと思います。

部活動の捉え方というのは、全く大きく変わってきているという、まず、1点、その流れが、時代の流れとしてあるということ、まず、お含みいただきたいと思うんですけども。

午前中、町長の答弁の中にもあったように、上からトンとおりてきて、本当にきれいなものなんです。これができたら最高なんですけれども、なかなか、それが現状の中ではできないというものがります。その中に、一番ありましたように、部活動なんですけれども、今も言いましたように、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務という、こういう表現してきておるんですね。その中に、ほかにもありますよね。清掃もあるんですよ。清掃は、教師はせんでもええと言うておるんです。

今、清掃を一生懸命、子供と一緒にやっておるでしょう。あれは、何なんだと。あれは、外部委託して、掃除、ほかの人にさせたらええんだ。子供はせいでもいいですよ。子供もせんでもええ。先生もせえでもええ。全く、今までと違った方向性が出て来てる。

これを、今の地域の中で、子供たちに、もちろん教師もですけど、全てを認識させるには、なかなかおりてきたから、すぐにポンとできるようなものでもない。私は、このように思っております。

まず、意識改革を少しずつやっっていかなければいけないというのが大前提にあります。

先ほどの質問なんですけれども、言われるとおりです。ですから、校長は、命令できるのは限定4項目しかありませんので、超勤を命ずるものはね。その中には入っておりません。

けれども、これまでの中身の中で、勤務の割り振りをしながら、少しずつやっっていく。でも、その中で、週に1日は、部活動を休みなさいよ。土日は、どちらか1日を休みなさいよという形で、少しずつ勤務体制等、指導体制等を進めてきている。

このあたりについては、子供もなんですけども、まず、地域、保護者の方へのご理解をいただかないといけないというように思っております。これよりも、部活もつとしてくれやという意見も正直あるわけですよ。

でも、そうではないんだ。国のほうから、こういう意見が出て来てるんですよということのご理解を賜ることが、まず一番かな。そういったプレッシャーも我々教職員にとっては、非常に精神的にも圧力を受けますので、いろんな意味でご理解賜りたいなど。

答えになったかどうか、わかりませんが、そのように考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10 番（金谷英志君） 今、教育長が言われたようなことは、もう通知の中でも指摘されているんですね。

一部の保護者による部活動への過度の期待が見られることも踏まえ、入試における部活動に対する評価のあり方を見直し等に取り組む。部活動に過度に注力してしまう教師も存在するところであり、まあ、過度に注力というのは、先ほど言いましたような保護者の期待を受けて部活動に熱心に取り組んでいる先生があると、そういう教師も存在するところであり、教師の側の意識改革を行うために、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないように留意すると、こういうふうになっています。この点については、いかがですか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 佐用町の実情の中で、部活動を考慮した人事配当はできません。1 学校 1 教科しかない教員を動かすわけですから、この先生が部活動がどうのこうのだから、こっちへ回して、こっちの先生と、それは大きな大都市で、何人も先生がおられるところではされているかもわかりません。しれません。けども、佐用町においては、全くそれはできません。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 金谷君。

10 番（金谷英志君） その授業準備について、これは教師の業務だが、負担軽減が可能な業務として位置づけられているんですけども、授業準備について、授業で使用する教材等の印刷や物品等の準備のような補助的業務や理科の授業における実験や観察等について、授業中の支援に加え、実験の準備・片付け、教材開発の支援は、教師との連携の上で、サポートスタッフや理科の観察実験補助員の積極的な参画を図る。これも先ほど、最初の答弁で教育長が言われたような人材の確保につながってくるんですけども、この点での私も通知が、これをやれたら本当にええとは思うんですよ。本当に無理を言うなど。これを目標としてやっていく、やらないかと、私は、それを踏まえて、やらないかとは思っていますから、このサポートスタッフについての、私、前も司書教諭の配置も提案したこともあるんですけども、司書教諭とまではいかにしても司書、司書がサポートスタッフとして、その業務なり授業準備に当たるというような、こういうことも予算的なこともあるんでしょうけれども、これを教育長の立場じゃなしに、予算関係なしにね、関係なし言うたらあれですけど、関係なくそういうふうな子供たちの学習能力の向上のためにはサポートスタッフの配置も、私は必要ではないかと思うんです。いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 先ほど、話ありましたように、授業の準備は可能な業務ではないと

いう教職員の、この言葉を聞いた時に、じゃあ教師って一体何なんだと。

ヨーロッパとかあっちのほうは、子供と一緒に登校して、子供と一緒に下校して、給食の時間も先生はおりません。そういった中で、学校はされている。直接、私は、ヨーロッパ研修行っていませんから、情報で、テレビとかネットでしか知りませんが、そういったこと聞いております。そのかわり、先生はアルバイトかけ持ちと、もうその授業だけ済んだら終わりという状況らしいんですけども、準備をしない教師が、じゃあ何の授業ができるんだというのが、私の考え方なんです。

でも、それをあえてお手伝いをしてもらう人があれば、それは助かるなどというのは、正直な気持ちではあります。特に、理科の実験準備であったり、資料の収集であったりですね。

この4月からスクール・サポート・スタッフという制度を導入してきて、佐用町でも1人、どっかの学校に置きなさいというのが、今回の取り組みなんです。

それで、現実には、この4月から上津中学校に1名配置をさせていただいてスクール・サポート・スタッフで、今、取り組んでおられる。

これは、一番、今年、最大の成果ではないかなと思っておるんですけども。何かって、上津中学校、ご存じのように、ひまわり栽培を、ずっと取り組んでこられております。それで、あれは、本当に担当の先生、特に、教頭先生、いろんな方の草刈りから、段取りから全部大変な仕事やったんですが、このスクール・サポート・スタッフの方を置いていただくことによって、その分を、ほとんどと言っていいほど、助けていただいたということで、非常に現場からも重宝がられております。

ですから、ぜひ来年は2人とか、3人とか、県のほうに要望ができるように、うちとしては実績報告をさせていただいて、そして人数確保、増やしてほしいということを要望しようと思うんですが、じゃあ、現場を知った方がいうことになるのと、やっぱり退職された方しかないんですよ。現場を知って、現場の動きを見た上で、誰でもええというわけにいかない。そこの人材確保が、また、教育委員会の大きなネックになってくるなどという現状なんです。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） 金谷君。

10 番（金谷英志君） これ、町長にお伺いしたいんですけども、通告の一番下に出しているように、今、教育長との議論の中で、部活動の指導員や、それからスクールアシスタントや、国のほうとしても手当てして、県が見るというふうなこともあるんですけども、なかなか先ほど、教育長も言われたように、全国で一斉に、こういうふうな文科省の通知を受けて取り組んでいる中で、なかなか予算的な裏づけがないとできないというところもあるんですけども、こういうふうな、やっぱり人材の確保ということが、教育長が言われたように、予算的なことだけじゃなしに、難しいということなので、1つの解決する策としては、予算的な裏づけいうか、教育委員会と話し合いの上で、そういうふうな人材の確保についても、町的な予算の配分というか、それも必要かなと思うんですけども、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 町としても、全体として、教育予算というのにつきましても、できる限り、その対応をさせていただいているつもりなんですけれども、国もこうした制度、いろいろとつくって、何でも、こうやりなさいというような指示があっても、現場、実態が、なかなか一斉に、それが難しいし、また、その学校の状況も、都市部の学校と、また、こうした地方の学校、特に、部活動そのものがなかなかできないような、少人数になってきていると。いろんな難しい問題、たくさんある。そこのところ、教育長、大変難しくて、いろいろと指示の中で、いかに、じゃあ、佐用町として、佐用町の学校として、どうやろうかということで、今、答弁されておりましたけれども、予算の面、これは、必要であれば、必要なものは、これは予算化していくということ、これは基本的な考え方ですけれども、ただ本当に、お金で解決できる部分よりかは、それよりかは、かえって投資効果、教育の場合、特に、それが幾らかかって、どんなに効果があったっていうのは難しいんですけれども、しかし、それも考えずに、そこに教育の、その中に、そうした指導員を入れて、その指導員のために、また、指導員を見る、また、先生が必要だとか、そういうふうな状況になれば、また、かえって、やった効果全くなくなりますし、先ほど、教育長が話していた、そうした子供たちを、本当にいろんな面で、教育的な観点から含めて指導いただくような人があればということで、それはもう本当、本来ならこれ先生なんですね。だから、それに外部人材を求めてということになって、ますます、今でも片方では英語教育だ、外国語教育というような形で、いろんな指導員もいるとか、精神面でのいろんなカウンセラーがいるとか、ますます何か、教育については、逆に子供の人数、指導数がどんどん減っていく中で、その中身というのが複雑になってしまっているというような感じがいたします。

まあ、いらんことを言いましたけれども、そのほか予算面においては、必要であれば、これは教育委員会と、よく相談しながら対応するのが、それは今までも、そういう形でやってきたつもりです。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10 番（金谷英志君） 今回の私の質問は、最初に言いましたように、先生が忙しいのを解消するというのが目的ではなしに、それが、ひいては児童生徒に対して効果的な教育活動を行う中でできるよう、通知の中でもありますように、これが目的ですから、先生が、その授業準備なり、その事務的な、本当に生徒とかかわる、教育長も言われたように、生徒とかかわるのが教師の仕事ですから、その中で、負担軽減をできることは、教育委員会ができること。それから、町当局ができること。それから、負担軽減できること。通知の中でも、細かく項目を上げてやっておりますから、これに向けて、子供たちの教育環境の整備ということで、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

これについては、以上で、次の7月豪雨被災県道の防災整備を県に要請について伺います。

7月の豪雨で県道は、40カ所以上の、倒木、崩土、土砂流入、冠水などの被害があったと光都土木で集計しています。県では、土砂除去や護岸工事などの復旧対応をされていますが、この中でも、後山上石井線・奥海、それから、吉永下徳久線、これ通告では多賀と書いていますけども、多賀も被害があったんですけども中島です。それから、千種新宮線・志文、この3カ所は豪雨のたびに被災する箇所です。復旧にとどまらない防災上の整備を

県に要請すべきではないか。

その中で、千種新宮線・志文の箇所についてですが、町道の明尾橋の拡幅・架けかえについては、県道拡幅事業に合わせてということ、今まで、そういうことを答弁もされていますけれども、岩崎橋のように先に架けかえをすべきではないか。町長の見解を伺います。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、金谷議員から2点目のご質問でございます7月豪雨被災県道の防災整備、この点を県に要請をということについてのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

7月はじめの、この大雨による豪雨災害は、岡山県、広島県、愛媛県等で大きな被害が発生をして、平成になって一番多い、200人以上の人命が失われている。また、多くの方が被災をされました。そういう中であって、佐用町におきましては、おかげさまで、そうした人命にかかわるような大きな被害なくて、本当に助かっております。その点、1つには、気象状況が特別警報が出ましたけれども、21年災害と比べて、一気の大きな大雨と言いますか、集中的な豪雨がなくて、平均してかなりの雨がずっと長く降ったというような、雨の降り方等にも起因するところもあると思えますし、また、21年災害以降、河川の大規模な改修や山林整備、また、土砂どめ、治山事業、そういうことに県としても本当に積極的に取り組んでいただきましたし、町としても、いろいろな細かいところも含めて、計画的に取り組んだ、その効果が大きかったのではないかなというふうにも考えているところでもあります。

しかし、そういう中であっても、あれだけの雨が降りました。そういう中で、町内の道路におきましては、路肩のり面の崩壊、また、倒木や崩土、土砂の流出、流入、また、冠水など多くの被害が発生したことも事実であります。

その中で、県管理の県道等におきましても、40カ所以上の被害があったというふうに、今、金谷議員が言われたとおり、そのように県からも報告を受けております。

1件目の中で、この中でも後山上石井線・奥海。また、吉永下徳久線、これ多賀じゃなくて中島ですね。

10番（金谷英志君） はい、中島です。

町長（庵逄典章君） 中島。そして、千種新宮線・志文、この3カ所と、これだけではないんですけれども、豪雨のたびに何回もこうした冠水をして通行止めが発生するというような被災が発生している場所でありまして、この点については、県のほうも十分承知を頂いているところであります。

ただ、地形上、また、その箇所が、どうしても一番弱いところと言いますか、被災を受けやすいところであることは間違いない。そういう中で、復旧にとどまらない防災上の整備を県に要請すべきではないかということでもあります。当然、県に対しましても、そうした弱いところ、被災が起きやすいところを重点的に復旧だけではなくて、改良も含めた対策をしていただきたいと、そういうことではお願いをしているところであります。当然、このことは、県も十分承知をいただいていると思っております。

特に、今回の路線の被災状況、後山上石井線、この奥海におきましては、路面冠水と山

側のり面の崩土、倒木によって通行止めの規制が行われたわけであります。崩土、また、倒木につきましては、緊急対応で土砂の除去が行われて、のり面の保護のための積ブロック等の復旧を検討していただいているということ聞いております。

また、吉永下徳久の中島においては、道路脇にある用水路、川からのこれは越水ですよね。水があふれたということで、この部分についても道路が冠水して通行止めに一時されたというところであります。ただ、この箇所につきましては、以前から、一番冠水しやすいところになって、今回の河川の改修でも、かなり河川を広げて対応はしていただいておりますけれども、若干、まだ、川底の岩の取り除き、そのへんが残っているというふうに聞いております。このあたりを、対応していただければ、全体としては、かなり川幅も広がっておりますし、地形的に、ちょっとあそこカーブしておりますので、そこに水が当たって冠水しやすいという状況、こういうとこだということで、県に対しても何らかの、当然そうした恒久的な対策、川底の掘削、こういうことも検討をいただいているというふうに聞いております。

また、千種新宮線・志文、ここも道路冠水によって通行止めの規制が行われ、これもたびたび起きているということ、これは金谷議員地元で、議員も通られておられますので、このへんについては、その状況は、十分把握をされているところでありますが、これ、土砂等の崩壊が発生して、発生した崩土については土砂の撤去、緊急工事で行われておりますけれども、なかなか根本的に河川の川底が浅くて道路との高さが少ない。これは、河川幅なり、また、道路を高くするとか、そうした抜本的な対策をしていかないといけないということも、十分、これは県としても認識をされているところであります。

そういうことで、そういう防災上の整備を県に要請すべきではないかということですが、これはその都度、県にもお話をさせていただいております。先般も光都土木の所長も来ていただいた時にも、そうした県の今後の社会資本整備の計画の中においても、応急的な点については、県もすぐやっただいておりますけれども、そうしたことが、抜本的な解決につながる道路改良、こういうことに向けて、そうした社会資本整備の計画の中に入れていただきたい。県もできる限り入れたいという方向では、お話をいただいております。

ただ、なかなか県の応急的な予算というのは、災害対策ということで、補正予算なり予算というものが確保できるんですけれども、やはり改良工事ということになりますと、本来の公共土木事業ということで、このへんは、かなりやっぱり制約がされて予算が少なくなっております。

そういう意味で、町として、どこを優先的に、どうやっていただくかというところが、非常に難しいし、県もそこで、どこもかしも全部をいっぺんに着工をするということができないということで、いろいろと県の事情もお聞きしているところであります。

特に、そうした中で、今、千種新宮線の先ほど主となりました志文明尾橋の拡幅架けかえにつきましては、県道拡幅事業、この拡幅と同時に、これ防災面でもしっかりと冠水しないように、通行止めがないような道にするということが1つの目的でもあります。そういうことで、県道拡幅を早くやってほしいと。それに合わせて、岩崎橋のように、町道橋の架けかえですね、これもそこに住まわれている方にとって、毎日の生活道路として、非常にああいふ状況で、不便な状況になっていきますので、これは以前からの課題として、早く町としては取り組みたいということで、協議をさせていただいております。

ただ、明尾橋付近の工事について優先事業として、できるだけ早く事業をしていただきたいということなんですけれども、まだ、現在、岩崎橋のほうも町道橋がかかって、その後、道路のまた、上流、架けかえ、道路の改良工事ですね、その工事が、まだずっと残っているわけですね。かなりこれも大きな事業になります。そういうことで、そちらの工事

を継続しながら、さらに先に明尾橋のほうに着工していくというのも、県として予算上、なかなか困難であるというような話もありますので、そのあたり、以前にも申し上げましたけども、若干、橋のほうは架けかえが終わりましたので、先に、明尾橋のほうを着工して、その明尾橋の架けかえになりますと、当然、現在の橋よりか高く橋をつくらなきゃいけません。そうすると、県道とのとり合いで、県の道路の改良をしていただく、そのことによって災害時に道路の冠水がなくなるというふうにつながっていくんですけども、そういう方法ですね、順番ですね、そのへんも1つは検討をしていかなければならない、協議をしていかなければならないということで、光都土木の所長との協議をさせていただいて、お互いに、そういう認識をしているところであります。今後の協議になります。

どちらにしても、県のほうには、いろいろと、その箇所だけじゃなくって、ほかの県道、また、国道なんかの管理も県されておりますので、安全施設も含めてお願いをしておりますので、県と十分に連携をとりながら取り組んでいきたいと思っております。

以上で、一応、この場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10番（金谷英志君） 7月の豪雨で40カ所以上、これが全てが道路の冠水というわけではないんですけど、特に、この3カ所については、豪雨のたびになるというふうなところで、工事のやり方としては、どれも川からの越水で道路が冠水することですから、道路に擁壁をつくるだけでも、道路自体を高くせんでも、壁を設けるだけでも、たつの市なんかでしたら、畳入れる壁みたいな、擁壁みたいなありますね。あんなように、畳を入れるというのはあれですけど、全部コンクリで擁壁をつくると、そういう対処のほうで、私、これからずっと事業をいろいろ町長言われるように、事業費が、いろいろ県の土木費も限られていますから、その中でやるとなりゃ、工事としても、私、壁つくるだけでしたら簡単なよう、素人考えかと思うんですけども、その点については、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 1つは、そこが例えば、志文のように改良を、まず前提にしていかないと道路幅もないし、橋のほうも関係してくると。こういうところについては、擁壁だけつくっても、それで解決するもの、ただ水が、当分の間は冠水しないだけであって、それをまた壊して、全部またつくりなおさなきゃいけないということになりますよね。

ただ、私が、ちょっと思いますのは、この中島ですよ。徳久の下、あそこなんか改良工事が一応終わって、とりあえず現在の計画の中で一部、川底の掘削というのがあるということなので、そのへんができれば効果がどれだけあるのかわからないんですけども、それでもなおかつ水が、どうしてもそこが冠水するおそれがあると。状況が生まれると。それは地形的に河川が、ちょうどあそこに集中してカーブしていると。そこへ水が当たると、そういう箇所には、そうした擁壁、壁を、その部分につくると、これは有効な、また一番経費のかからない、それは道路幅も確保できているわけであり、河川幅もとりあえず計画的には河川計画が終わっているところですから、そのへんは、県も当然このへんは技

術的に考えられることだと思います。

だから、それは、そこそこの状況によって考えていかなきゃいけないことだと思いますけどね、1つの方法ではありますね。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 金谷君。

10番（金谷英志君） 奥海にしても、志文にしても、河川が曲がって、低くなっているから冠水すると。構造的には同じなんですね。ですから、中島だけではなしに、奥海についても、志文についても、志文については、拡幅せんでも、とりあえず岩崎の拡幅整備が先だと。それだったら、いつになるかわからんということになりますから、とりあえずは擁壁だけつくって、拡幅せんでもいうふうにして、それで町道についても、町道だけ、岩崎橋のように、それは高さは高く上げなあかんでしょうけれども、拡幅せんでも、今の幅で、高くなった橋のどこまで、県道を盛り土して上げる。それだけでも、私、とりあえずは、それぐらいの工事はできるんかなと思いますけど。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これが、いつになるかわからない。20年も30年も先と言われるんですけどね、それは、そういうことも当面、仮工事としてやってくださいということ言えますけども、とりあえず、ずっと今まで、確かに時間はかかっていますけれども、この県としても岩崎橋、明尾橋のあたりについては、この県が5年、10年で更新していく社会資本プログラムの中に、もう入れていただいたわけです。そういう整備についてですね。ですから、そこは、そんなにいつまでかかるというんじゃないかと、確かに、時間は、1年、2年でできることではないんですけども、10年以上放ったらかされるかというところではないのでね、こういうところは。それは、それで、ある程度、時間的な、合理的な形でやっていかなきゃいけないと思っております。

それから、奥海のところについては、当然ここ土砂が堆積して、井堰もあって、非常に川底が浅いところです。ここはね。このへんは、なかなか拡幅が難しい。それから、山も迫っておりますし、そこからの土砂も、今、仮でとめるようにしていますけども、なかなかこれとめれないと。まあまあ、このあたりについての対策については、今、言われるような、片方、反対側が河川、山ですから、こちらを上げて向こうに影響がする。反対側に大きな影響があるわけではないので、そういう方法もあるだろうということで、先ほど申しましたように、その状況によって、その場所のね、それは、県にも、そういう…。県も当然、合理的に少しでも少ない経費で効果がでるようなことをやるということは、当然、技術的には検討は、私らが言うまでもなくされると思いますから、県との話の中でも、また、そういうことは、担当からも、また、話し合いの協議の中で、県の考え方を聞かせていただいたらと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 金谷君。

10 番（金谷英志君） その明尾橋については、もうこれ私、合併当初から、合併したら、あの道が、10年のそのプログラムの中に上げられると引き継がれたと言われるんですけども、10年以上、10年からもう明尾橋については、やりかえてほしい。拡幅してほしいというふうなことも言うています。これ以上、10年も何も延びんと、町長言われるんですけども、今までも散々延ばされたという、私、感がありますので、ですから、とりあえず町道橋なんですから、県道の取り合いもありますけど、さっき言うたように高くなった分だけ、そこまで盛り土して、ちょっと坂になるいうか、あれになりますけど、拡幅もそないにされませんが、あの明尾橋については、前の台風、豪雨の時に、欄干取れてしまって、簡易のパイプみたいなんを添えているだけです。それで橋の長寿命化に、優先順位が低いという、あれだけボロボロになっても強いんやな。かえって強いんだなというふうなことがありますから、やっぱり幅も狭いですし、取り合いの鉄板を置いて川を曲がる時に、鉄板を置いてくるっと曲がるように、90度、県道とも直角になっていますから、曲がる時に、鉄板置いてこういうふうになっていますから、そんなこともあって、狭いということもあって、とりあえず先、その明尾橋の拡幅、架けかえは急いでほしいと思うんですけども。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そのことは、私も以前から必要性は、話し、認識しているということで、県のほうにも、そういうお話をさせていただいて、合併時点での合併支援、過去のことを言いますと、合併支援道路の位置づけとして、この千種新宮線が入っていなかった。これは、私は、合併した後、そういう状況が、これは状況を見て、これは、なぜ今までできていなかったというのもおかしいし、この中に、また、入っていないのもおかしいじゃないかと。そういう中で、一旦つくったものですから、すぐにそれを変更できないし、ほかのところも当然入れた、合併支援道路に入ったところは、ある程度、当然、期待もされてやりますということで、そこは計画的にやっていただく。

ただ、その中で、できるだけ早く、このプログラムで、ちゃんと位置づけをしてくださいという要請を、ずっと私もして、岩崎橋、どちらを先にかということでありましたけども、その岩崎橋からかかったわけです。

だから、その中で、岩崎橋がああしてできましたので、次は、明尾橋ということ。これは、その予定の中に入っているということで、だから、それが遅いと言われても、それは、以前からの過去もあって、確かに遅いのは遅いんですけども、簡単に橋だけをかけて、町だけができる問題ではないということは、これは技術的にも、いろいろとまた、建設課長からもお聞きいただいていると思うんですけども、やはり永久橋をかけるわけですから。それも多額のお金をかけてやろうとすれば、道路とのしっかりとした取り合い、道路交通法上、安全なようにつくらなきゃいけませんし、また、道路も一部やっぱり拡幅をしてもらわないとだめですね。あそこも。

だから、そういう意味で、それを架けかえるとなると、今のところに架けかえるのか、若干、位置をしめて岩崎橋の場合は、一番下流のほうにかけて、道路の取り付けを、取り付けやすいようにしました。だから、逆にあそこは県道の取り合いはしやすいところだったんですね。

今回、道路をいらうということになると、その部分だけでも県道に大きく影響するわけ

です。県道側のところについては、特に橋脚を、橋台をつくるという形になりますから、高さだけじゃなくって、その橋台をつくる場所も要りますし、それも現在の通行を確保しながらつくるわけですから。だから、県とやはり一体的にやらないと、これはできないということは、これはおわかりいただきたいと思います。

そういう中で、全部をできないので、橋ができるだけ優先的できるような形で、岩崎橋の付近が完了する。計画していただいているところが全ての完了を待つと、まだまだ、4年、5年かかりそうなので、その以前に、岩崎橋を、とりあえず橋はできたんで、あと明尾橋のほうにとりかかっていたくようなことも、いろいろと協議もしていますということ、今、私も申し上げているので、それはそれで、今のところは、それ以上のお答えはできません。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10番（金谷英志君） 今までの経過も、よくわかりました。言っているんだなというの、素人考えで、そういうふうな町道橋だけ、明尾橋だけ先と、あそこは、明尾橋については、畑ですから、あそこ工事する時にでも、畑の地権者の了解も得るでしょうけれども、工事は、私、しやすいとこです。そういうことも踏まえて3カ所と、それから明尾橋の架けかえについては、県と協議をして、早急に、私、早く進めていただきたいと思います。質問、終わります。

議長（山本幹雄君） 金谷英志君の発言は終わりました。  
お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を午後3時20分からとします。

午後03時03分 休憩

午後03時20分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩と解き、会議を再開します。  
7番、竹内日出夫君の発言を許可します。

〔7番 竹内日出夫君 登壇〕

7番（竹内日出夫君） 5番（後で訂正あり）、公明党の竹内日出夫でございます。

今回は、乳幼児健診における小児がんの早期発見についてと、防犯カメラの増設についての2件の質問をさせていただきます。

まず、1件目について、我が国では小児の死亡原因の第1位はがんとなっています。小児がんの患者と家族は、発育や教育への対応など成人のがん患者とは異なる課題を抱えています。小児がんの発症数は年間2,000人から2,500人と少ないようですが、小児がんを扱う医療施設は全国に200程度しかなく、多くの医療機関では小児がんに対する医療経験

の乏しい中、小児がん患者は適切な医療を受けられないことが懸念されています。

国では、昨年より全国 15 カ所に小児がん拠点病院を指定し、質の高い医療の提供と相談体制の充実を図っています。そこで、小児がんの早期発見のためにどのような取り組みを行っておられるのか。

そして、また、小児がんの中には網膜芽細胞腫という眼のがんがあります。発症は出生児 1 万 5,000 人から 1 万 6,000 人に 1 人と少ないようですが、このがんは 5 歳までに 95 パーセントが診断されており、その多くは家族が子供の眼の異常に気付き受診に至っています。素人でも病状に気づきやすい小児がんとも言えます。腫瘍が眼球内にとどまっている場合、眼球を摘出しないで、可能な限り残す方針で治療することが多いといわれています。そのためには、早期発見が重要なことは言うまでもありません。網膜芽細胞腫は「白色瞳孔」や「斜視」の症状があらわれますので、これらを乳幼児健診でチェックできれば早期発見につなげることができます。そこで、乳幼児健診の医師検診アンケートの「眼」の項目に「白色瞳孔」を追加してはどうかと考えますがいかがでしょうか。町長のご見解を伺います。

以上、この場からの質問といたします。

議長（山本幹雄君） 私、竹内議員の時に、竹内議員 5 番って言われた、7 番ですね。

7 番（竹内日出夫君） ああ、ごめんなさい。

議長（山本幹雄君） そういうことです。

はい、町長、どうぞ。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、竹内議員からのご質問 1 点目の乳幼児健診における小児がんの早期発見についてということについてのご質問にお答えをさせていただきますが、当然、私たちも、専門的な分野でありまして的確な私たちが判断ができる問題ではないので、佐用町のそうした担当をしている保健師の活動状況、そういう点について報告をさせていただきます。お答えにさせていただきたいと思います。

まず 1 点目の小児がんの早期発見のためどのような取り組みを行っているかということについてでございますが、町では、母子保健法第 12 条の規定に基づき、満 1 歳 6 か月を超え満 2 歳に満たない幼児及び満 3 歳を超え満 4 歳に満たない幼児を対象に、健康診査を実施しております。この健診では、保護者の問診に加えて、体格や身体の各部位及び精神発達の状況などについて、医師の診察を実施して、乳幼児の身体の成長、健康の保持、増進状況を確認しているところでございます。また、保護者に対して、保育環境、生活習慣、発達、食生活の状況などの指導、助言なども行っております。

なお、平成 29 年度の受診率は、1 歳 6 か月健診が 100 パーセント、3 歳児健診が 99 パーセントと、ほぼ全員が健診を受けております。

また、4 か月児を対象とした乳幼児健康診査の実施や、ゼロ歳児クラス、また、6 か月から 7 か月児、2 歳児、5 歳児の成長段階における健康相談を実施して、助産師や保健師、管理栄養士などからそれぞれ乳幼児期の発育と発達について確認することにより、小児がんのみならず、全ての疾病の早期発見に努めるとともに、精密検査が必要な乳幼児に対しては、専門的な医療機関への受診を保護者に勧めて、そうした、専門的な医療につなげるようにしているところでございます。

2点目の乳幼児健診の医師検診アンケートの「眼」の項目に「白色瞳孔」を追加してはどうかということについてであります。各幼児を対象とした健康診査での「眼」に関する検査内容として、斜視、眼振、眼瞼下垂、白色瞳孔などについては、従来から医師による診察所見項目として取り入れられております。

また、3歳児健診では、一般健診に加えて保護者による簡易な検査と、視聴覚アンケートをとり、子供さんの視力だけでなく、目の器質的な異常についても確認をしております。ただし、保護者の聞き取りの仕方や、お子さんが質問の意味をきちんと理解をして回答していない場合などによって、正確な検査結果が出ないこともあるために、町内の小児科医の勧めで、平成29年度にスポットビジョンスクリーナーという眼の機能を検査する機器を導入をして、潜在的な斜視や弱視の発見などに活用して、早期の眼科受診の促進につなげているところであります。

また、新生児期の保健師による家庭訪問の際に、「目の健康チェックシート」を配布して、日常の観察によりお子さんの眼の異常を見逃さないよう啓発をしているところであります。

議員、ご指摘のように網膜芽細胞腫という網膜に発生する悪性腫瘍などについても、このような専門家による健康診査と、保護者の観察などにより、視覚の発達時期や成長の過程で目の状態を確認することにより、早期にその異常に気づき、乳幼児の目に関する疾病の予防につなげることができるというふうに考えて、それぞれ保健師のほうで計画的に取り組んでいるところであります。

昨年度に、そうした機械を導入をしております。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、竹内君。

7番（竹内日出夫君） 先ほど、私、5番、公明党の竹内と申しましたけれども、7番、公明党の竹内ですので、訂正してお詫びしておきます。すみませんでした。

先ほど、町長の答弁からは、白色瞳孔、これはもう既に検査されているということですね。これで安心しました。

それから、しつこいようなんですけれども、厚生労働局長から各都道府県知事への通達によりますと、小児がん患者は治療後の経過が成人に比べ長いことに加えて、晩期合併症や、小児がん患者の発育・教育に関する問題等、成人の患者と異なる問題を抱えている。小児がんを扱う施設は200程度と推定されており、医療機関によっては少ない経験の中で医療が行われている可能性があり、小児がん患者が必ずしも適切な医療を受けられていないことが懸念されています。こうした現状を改善するため、小児がん診療及び支援体制の充実を図り、小児がんに関する積極的かつ効果的な施策を展開していくことが重要かつ急務となっているとあります。

こうした状況の中で、早期発見のための乳幼児健診の医師検診アンケートの「眼」の項目に「白色瞳孔」を追加してはどうかという質問をさせていただきました。既に、本町においては、これを取り入れているということなので、安心をいたしました。

それから、町長の答弁をいただいた時に、100パーセントでなかった年代層がありましたですね。

町長（庵逄典章君） 99パーセントという…。

7 番（竹内日出夫君） 99 パーセント。それは、どういう理由で、1 人は受診されなかった  
んでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） はい、お答えします。

平成 29 年度の 1 歳 6 カ月健診は 100 パーセントのお子さんが受診をされまして、3 歳  
児健診が 99 パーセントだったんですけれども、ちょっと、検査当日にご都合がありまし  
て、その翌年度、平成 30 年度になってから、その方、お一人だったんですけれども、受  
診のほうを、今、済まされております。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、竹内君。

7 番（竹内日出夫君） だんだんと乳幼児の数も減りまして、現在、佐用町には乳幼児の人  
数は何人おられるのでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） 乳幼児の人数ということでございますけれども、1 歳 6 カ月健  
診を受けられた方が、平成 29 年度 80 名でございました。先ほど言いましたように、全員  
の方が健診を受けられております。

それから、3 歳児健診ですけれども、受診者の方が 97 名ということで、対象者の方が  
98 名中 97 名ということでございました。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 竹内君。

7 番（竹内日出夫君） 1 歳 6 カ月、3 歳児健診を実施されて 176 名の方が受診されたとい  
うことを聞きました。

それで、この中で、何か異常の発見された件数等がありましたらお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） 平成 29 年度の 1 歳 6 カ月健診で要精密検査と判定されました  
方が 80 人中 6 名でございます。それで、受診勧奨をしまして、病院等専門機関のほうで

受診をされました。全員の方が受診をされまして、それで、そのうち治療が必要だという方につきましては2名いらっしゃいました。

それから、3歳児健診につきましては、97名中、要精密検査の方が15名。それで、そのうち13名の方が受診をされておまして、医療のほうが必要だという方が5名いらっしゃいました。

それぞれ医療の内容につきましては、正確には把握はしていませんけれども、どちらかと言いますと、眼科、目のほうの関係が医療につながる要因があったということを知っております。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、竹内君。

7番（竹内日出夫君） 受診、要検査の方で受診されていないと人もおられるようなんですけども、この保護者には機会をみつけて、ぜひ受診するようには要請されておりますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） はい、保健師のほうから受診勧奨のほうをしておりますので、また、残りの方につきましても、また、機会をみつけて、勧奨をしていきたいと思っております。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 竹内君。

7番（竹内日出夫君） 最初、町長から目のがんの検査も既にされているということを知っておりますので、乳幼児健診については、ほぼ完璧にされていると、私は、感じましたので、この質問については、これで終わります。

2点目の質問をいたします。2点目は、防犯カメラの増設について。

安全で安心して暮らせる町、これは移住して来られる方が移住先を考える1つの選択肢になっていると思います。

本年7月、大阪府吹田市の住宅街で、新聞配達中の女性が少年に刃物で刺され重傷を負った事件の解決にも、防犯カメラが大きく役立っていたことが、新聞、テレビで報道されました。

本町においては、最近大きな事件の発生は無いものの、平成29年中では約70件の事件が発生しています。その内訳は、傷害、窃盗、詐欺、器物損壊等のほか、ストーカー、痴漢などもあるようです。これらの事件発生時には、防犯カメラが事件解決に大変役立っていると思われまます。

また、いわゆる事件だけでなく、高齢化社会を迎え、認知症の方が増え徘徊事案が増えています。また、行方不明者の発見にも、防犯カメラが役立っているという話を聞いています。

あるところで、盗難事件が発生したことをお聞きして、改めて防犯カメラの設置状況を確認いたしました。

その結果、町の南部にはたくさんの防犯カメラが設置されています。しかし、犯罪抑止のために必要であると思われる場所は、県道下庄佐用線の東中山から末包の小中山に向かう道路の三差路付近。宍粟市、美作市に通じる奥海集落。国道 179 号の美作市土居に通じる西大畠の稗田地区など、本町に出入りする道路にも必要ではないかと思います。このほか、地域の方にとっては、ここにもほしいなというところがあると思います。小さな自治会にとっては、県と町からの補助があるものの、防犯カメラの設置が負担になることもあると思います。

安全で安心して暮らせる町づくりのためにも、ぜひ防犯カメラの増設の検討をお願いしたいと思います。町長の見解をお願いいたします。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、竹内議員からの 2 点目のご質問でございます防犯カメラの増設についてにお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、本町における犯罪状況につきましては、先ほど、竹内議員からの質問の中でもありましたように、平成 29 年度年中の犯罪発生件数は 68 件ということを知っております。その内訳は窃盗が 43 件、暴行・傷害・脅迫などの粗暴犯 11 件、詐欺などの知能犯 2 件が主な内容となっております。そのうち、警察がカメラのデータを利用されたのは、町及び地域づくり協議会が管理しているカメラの中で 10 カ所 11 件でございます。

また、平成 27 年度中の犯罪件数は 85 件で、カメラのデータ利用が 23 件。平成 28 年度中は 64 件となっており、平均 70 件前後の犯罪が毎年発生をして、また、その中で捜査と検挙のために、カメラデータというものを警察が活用をされているということでございます。

次に、佐用町における防犯カメラの設置状況でございますが、町で設置した箇所が 4 カ所、地域づくり協議会設置分が 7 カ所、自治会設置分が 17 カ所、その他 1 カ所、これは佐用町少年補導員連絡会佐用支部が設定を頂いております。その合計が 29 カ所となっております。また、今年度、兵庫県の防犯カメラ設置事業に申請している件数が、現在 3 件ありまして、自治会等、また、地域づくり協議会、いろんところで防犯カメラ等の設置についても、さらに協議をいただき設置が増えているというような状況となっております。

次に、今後の防犯カメラの増設についてということでございますが、防犯カメラ設置は、犯罪の防止に役立つ反面、住民にとって監視をされているという、そういう強迫観念をもたれるなど、プライバシーの問題等もあることから、地域の合意が必要と考えております。そこで、佐用町といたしましては、今後も自治会をはじめとした、まちづくり防犯グループなど、防犯カメラの設置につきまして協議をいただいて、先ほど申し上げましたように、既に、今年度の 3 件の設置を予定して申請をいただいておりますけれども、県補助事業の積極的な活用、そして、県の補助を活用されたところにつきましては、町の補助を上乗せして助成をさせていただいておりますので、そうした助成、補助を活用して防犯カメラの増設を図ってまいりたいというふうに考えております。

戸数の少ない自治会におきましては、なかなか、その設置費用、全てが補助、助成で賄えることができませんので、その負担が大きいと感じられる場合があります。当然、そうした戸数の少ないところについては負担も大きいわけではありますが、隣接集落と共同設置とか、こういう問題を広域的に、やはり考えていただいて、特に地域づくり協議会等の活動の 1 つの課題として検討いただいて設置をしていただければいいのではないかなという

ふうに考えているところでございます。

犯罪を未然に防ぐためには、見守り活動や防犯パトロールなど、「地域の安全は地域で守る」という考えが基本であると考えておりまして、防犯カメラの設置は、地域防犯を補完するものであり、防犯カメラだけでは犯罪を防止することはできないわけではありますが、防犯カメラの設置による犯罪の抑止力の強化を図るとともに、佐用警察署や各地域での防犯グループと、日々、密接な連絡を取り合って、犯罪の防止に努め、安全なまちづくりに努めたいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

[竹内君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、竹内日出夫君。

7番（竹内日出夫君） どうもありがとうございます。  
設置費用は、平均幾らぐらいかかるのでしょうか。

[企画防災課長 挙手]

議長（山本幹雄君） 服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） いろんな設置場所によりまして、多少違うんですけれども、何も設置するものがない、電柱とかないようなところで、自立柱、そのカメラつけるためだけの電柱を立てて設置した場合で、ある1例では26万円程度の見積もりをもらっている部分もございます。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 皆さん、テレビでも聞いておられると思いますので、その26万円という金額が、補助金、県補助が8万円、町が、その半額の4万円ということで、今、基準で設置をいただいておりますけれども、基本的には最高額みたいな形になるんですね。

それは、独立した柱を立てる。これだけでもかなりの費用がかかります。

それにやはり、1つは電気が要るわけですね。簡単に電源が取れるとこであれば、非常に、そういう工事費が安い。当然、10数万円でできております。

機器もいろんなタイプの機器がありますので、何も高精度のいい物というだけでなくって、ある程度、安ければ、大体補助金額近くでできることも、私は、できるようになっているというふうに聞いておりますので、そういう設置場所についても、地域の皆さんが協力していただいて、効果的などところにつくらなきゃいけないことは当然なんですけれども、効果的などところで設置費用が安いところを探して、考えていただくことが一番いいんじゃないかなというふうに思います。

[竹内君 挙手]

議長（山本幹雄君） 竹内君。

7番（竹内日出夫君） そしたら、防犯灯の柱に設置するとか、それも可能なんですか？  
それと、関西電力の電柱にもつけさせてもらえるのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） それは、管理されているのは、NTTの電柱とか関西電力の電力柱、  
これは、許可をとれば設置可能ですね。

ただ、それは、私たちの防犯灯であっても、当然、使用料というのが必要になってきま  
すので、一番いいのは独立してつくっておけば一番いいんですけどね。

だから、そういうものは協議すれば設置可能であります。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 竹内君。

7番（竹内日出夫君） 今さっき、設置費用を聞きましたので、この維持管理費、これ年間、  
どのくらいかかるのでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 維持管理費につきまして、申し訳ございません。データのほう  
を持ち合わせておりません。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、竹内君。

7番（竹内日出夫君） それから、これ設置するのに自治会、それから、地域づくり協議会、  
ほかの団体、町がつけてもらうの、いろいろあるわけですけども、この優先順位という  
のは、町長ありませんか。優先順位。どこから言うて来たんやから、先つけるとか、それ  
はもう全く関係なしで。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 町が設置している部分もあります。そういう場合の優先順位という  
ことですか。

7番（竹内日出夫君） はい。

町長（庵途典章君） やはり、一番効果的で必要性があるというような場所ですね。広域的に必要だと。このあたりは、警察なんかとも協議もしますけれども、じゃあ、ほしいからつけてくださいとだけで、どこでもつけれるわけではありませんし、要請がなければつけないというわけでもない。必要であると考えればつけなきゃいけないと思いますし、それは、そこのつける必要性があるかどうかの十分見て、よく研究して判断をするということだと思いますけど。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、竹内君。

7番（竹内日出夫君） 先ほど最初に質問した時に3カ所、江川の奥の東中山ですか、そことか、それから上月地域の西大島の稗田地区。それから、奥海の方も言うたんですけれども、ここらは私は、防犯上と言うんですか、必要だと思うんですけれども、こういう自治会なり、地域づくり協議会なり、こんなん必要なんでどうですかというような働きかけはされないんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 自治会長会等のご案内のほうはさせていただいております。その中で、各自治会、それから、地域づくり協議会でご検討いただいております。そういった中で、特に、こちらのほうから、ここに設置してはどうですかというような働きかけというのはしておりません。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 竹内君。

7番（竹内日出夫君） わかりました。

働きかけしてもらったら、先ほど、県からの補助と、それから町からの補助あって、それで、ほとんどできる場合もあるというようなことはありますので、大体の目安つけて、ここに設置するんだったら、何ぼぐらいできるのかなというような目安もつけられたほうが、自治会としてもつけやすい思うんですけどね。

あんまり高かったら、ちょっと遠慮しようかと、こうなるんですけど、ちょっとぐらいだったら、そしたら、自治会としてつけようかなという気持ちにもなられると思うので、防犯上、ぜひとも、この防犯カメラを増やしてほしいなと思っております。

それから、近隣の防犯カメラの設置状況なんですけれども、たつの市の防犯カメラは、自治会が44で、市設置が162台、私が聞いておる以上でね。計206台を設置されております。

また、これ太子町なんですけれども、平成29年末で、自治会設置が29、町設置が18台で43台。この太子町の内訳なんですけれども、中学校が2校あるんですけれども、この2校に対して各2台ずつ設置しておると。それと、小学校については、4小学校あるん

ですけれども、3小学校については、既に2台ずつ小学校につけておると。それから、平成30年度に、もう1校については、つける予定しておりますということを聞いております。それと、町の庁舎、ここにも8台設置しておるということを聞いております。それから、平成30年度に小学校の2台を含む設置予定が12台あるということで、非常にきめ細かく設置されるんだなということを聞いております。

検挙に勝る防犯なしという言葉も聞かれたことがあるんですけれども、犯罪が発生した時には、必ず検挙するんだというような危機感を持って、防犯カメラについても取り組んでほしいなと思うんですけれど、町長の答弁、非常に前向きな面もいただきましたんで、ありがたいなと思うんですけれども、さらに県境付近の防犯カメラの設置について、もう1回、答弁いただけたらなと思うんですけれども、町長、いかがでしょう。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 防犯カメラにつきましては、特に、都市部、やはり人口も多いですし、犯罪も多いです。そういう中で、かなり積極的に、たくさんの防犯カメラを設置するというので、特に、伊丹市なんかは、かなりたくさん防犯カメラを設置されているということも、以前から聞いております。

太子で40数台ですか、そこそ自治体の考え方で、たつの市が100何十台というようなことで、地域によって、かなりのばらつきもあるのかなと思いますけれども、県境で、こういう山間部の中で、そういう兵庫県内だけではなくて、隣の美作市等の状況をお伺いしますと、まだ、美作市なんかは、防犯カメラ、あまり設置されていないんですね。そうした国道、県境の国道等については、美作市は全くない。美作市は、まだ11件ぐらいしか、設置していないというふうに、これは市が6件、また、ほかの団体で5件ほどの防犯カメラの設置だというふうに聞いております。

決して少ないから、少ないところに倣えじゃないんでありますけれども、必要性が、当然、今の時代であるところ、効果的などころというのは、そうした地域も含めて一緒に考えていただいて設置をしていく。

そうかと言って、各何百メートル置きに何台もずつつけていくような、こういうことは、今の地域の佐用町の社会の中で、かえって、これは住民からも不信感も得られる場合も出てくるんじゃないかと思えますし、そこは、やはり、この課題についても、毎年、自治会長会なんかにも、こういう制度、趣旨についても話させていただいておりますので、先ほど言いましたように、今年も既に3カ所の設置を予定もさせていただいておりますし、いっぺんにとはいきませんが、そういう推進はしていく方向で考えたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[竹内君 挙手]

議長（山本幹雄君） 竹内君。

7番（竹内日出夫君） どうもありがとうございました。

先ほども言いましたように、検挙に勝る防犯なしという言葉もありますので、佐用町内で起こった犯罪、これは、以前聞いた話なんですけれども、痴漢行為も検挙されたというような話も聞いております。

できるだけ効果的なところに、町のほうからでも、自治会長、ここは必要じゃないかなというようなこと。言うたら、そしたら町が付けてくれと言われたら、また、困るなというような感じも持たれると思うんですけども、そのへんは、ゆっくりと、こんなところはどうかというような形で、必要なところに1件でも増えれば、防犯上、非常に役立つんじゃないかなと考えております。

これで、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（山本幹雄君） 竹内日出夫の発言は終わりました。

お諮りします。あと4名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了します。

次の本会議は、明日9月12日、午前10時より再開します。

本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

---

午後03時57分 散会